

令和4年度

事業計画書

屋久島町

目 次

【 一 般 会 計 】

総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	1
政 策 推 進 課	・ ・ ・ ・ ・	5
観 光 ま ち づ くり 課	・ ・ ・ ・ ・	17
町 民 課	・ ・ ・ ・ ・	36
福 祉 支 援 課	・ ・ ・ ・ ・	39
健 康 長 寿 課	・ ・ ・ ・ ・	42
生 活 環 境 課	・ ・ ・ ・ ・	50
産 業 振 興 課	・ ・ ・ ・ ・	60
建 設 課	・ ・ ・ ・ ・	66
地 域 住 民 課	・ ・ ・ ・ ・	71
会 計 課	・ ・ ・ ・ ・	72
議 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	73
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	77
監 査 委 員 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	78
農 業 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	81
教 育 総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	83
社 会 教 育 課	・ ・ ・ ・ ・	92

【 特 別 会 計 】

上 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	98
簡 易 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	99
国 民 健 康 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	100
介 護 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	106
診 療 所 事 業	・ ・ ・ ・ ・	111
農 業 集 落 排 水 事 業	・ ・ ・ ・ ・	112
船 舶 事 業	・ ・ ・ ・ ・	113
電 気 事 業	・ ・ ・ ・ ・	114
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	・ ・ ・ ・ ・	116

【 総 務 課 】

はじめに

少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少、価値観の多様性、デジタル社会の進展、大規模災害・感染症リスクの増大など社会状況は大きく変化し、地域社会並びに行政の課題は更なる複雑化・多様化が見込まれる中で行政も変革が求められている。

そうした中で、住民に一番近い、私ども地方行政の果たす役割はますます大きくなっており、中長期的な視点を持って課題に的確に対応することが求められる。

一昨年から昨年と新型コロナウイルスは、本町にも健康と生活、経済活動にまで影響を与えているが、本年度も、新型コロナ感染症の対応に万全を期すとともに、感染症により大きな影響を受けている方々への支援等を速やかに行うべく必要な措置を講じていく。

また、時代の変化に臨機応変に対応しながら、本町まちづくりの指針として定めた第二次振興計画の重点目標として掲げる「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源の中で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」のもと、7つのテーマについて取り組むとともに、各種計画に基づきながら町勢発展に資する事業を積極的に実行する。

1993年、屋久島の自然が世界の遺産として評価をされてからまもなく30年を迎えようとしている。

関係機関と連携し現状を踏まえたこれまでの検証を行いながら、自然の中で人間生活が成立していることを自覚したうえで、この世界の宝の価値を損なうことなく、新たな30年への方向性を見出し、うまく活用していく術の提案を構築していくものとする。

1 行政運営

新たな行政拠点に多くの職員が集結し行政機能の充実に努めているが、知恵を出し考えスピード感を持って決定する、実行して課題を多く解決し更に成果を上げることを目指すため、職場機構の再編を行うこととする。

そのことで、職員のやりがい有助長し、適切な業務管理と成果設定を行うとともに、住民ニーズに応じた質の高いサービスの充実に努める。

住民サービスを持続的に提供するにあたり、仕事のやり方、働き方を大きく変化させ様々な課題解決の手段として期待される「デジタルトランスフォーメーション(DX)」が、人材をはじめとする資源制約を大きく緩和するための鍵となるといわれている。

職員の人材マネジメントを最重要項目とし、業務のプロセス・発想を変革させるべく研修の充実による人材の育成を行うとともに、庁内における無駄な業務の廃止、デジタル化の最大限の活用による業務の発生量や処理頻度の削減など業務改善の取り組みを推進し、職場環境の整備を体系的かつ戦略的に行い組織力の向上に努めることとする。

ただ、デジタル化の推進により、地域で築き上げてきた人と人との関係性が希薄になる恐れがあることから、これまで以上に住民の皆様と細やかな対話を行いながら、地域

の活性化、住民福祉の向上、暮らしの安全安心の確保など多種多様な状況に対応していくことができるよう、全力で取り組んでいく。

2 文書広報

町報「やくしま」と町ホームページが、「読みやすく見やすくわかりやすい、見る人を引き付け誰からも親しまれる」よう、情報の幅を広げながら、更なる構成の充実を図る。

また、令和3年度から開設したコミュニケーションツールのLINEアプリの発信内容の充実を図るとともに、より多くの町民にユーザーとなっただけけるよう普及啓発に努める。

『企画広報課』

3 電算管理

令和元年度から実施してきた「超高速ブロードバンド整備」については、高度無線環境整備推進事業の補助メニューを活用し、民設民営方式により令和2年度を以て屋久島島内の敷設整備が完了した。また、口永良部島についても令和4年6月竣工に向け、島内及び海底における光ファイバーケーブル敷設を行っており、敷設整備完了地区は順次、超高速ブロードバンドを活用し、町民はもとより観光客・インバウンド対応等に活用可能な事業を推進する。

個人情報の保護はもとより、セキュリティ強化と電子自治体構築に向け、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働に努め、住民の情報資産保護のため、より一層の情報漏洩防止強靱化対策に努めていく。

4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、集中豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

(1) 消防活動

- ① 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた強化を推進していく必要があるため、国が定めた基準に基づき団員の出勤に係る報酬を見直し、消防団員の処遇改善を図る。
- ② 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、研修会を実施し、県消防学校教育研修課程へ積極的に派遣する。また、町操法大会を開催するとともに、熊毛支部操法大会及び操法研修に参加し、消防団員の消防技術向上を図る。
- ③ 山岳遭難や水難事故発生時に、迅速適切に対処できるように、消防団山岳捜索隊・水難救助隊の訓練を行いスキルアップを図る。

(2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国で自然災害による甚大な被害が発生し、本町においても、台風の襲来や集中豪雨により、町内各地で様々な被害が発生している。

また、口永良部島新岳の噴火警戒レベルは『2』を継続しているが、今後も噴火が発生する可能性があるため、引き続き気象庁や鹿児島県等の関係機関と連携し、警戒に努める。

災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という高い意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、自主防災組織と連携し災害に強い町づくりを推進する。

(3) 消防防災施設整備

① 消防資機材の整備として、非常備消防【湯泊班】の小型消防ポンプ付普通積載車1台、常備消防【屋久島北分遣所】の資機材搬送車を更新し消防力の強化を図る。

② 消防水利の整備として、平内地区に防火水槽1基を新設し、その他、既設の防火水槽や消火栓等についても点検及び設備の改修を進める。

また、各消防分団や集落からの要望による消火栓の新設及び消防ホースの更新等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。

③ 消防施設の整備として、老朽化が進んでいる八幡分団小島班の消防詰所を改修し、長寿命化を図る。

④ 防災行政無線のデジタル化により設備の充実が図られたが、災害時において情報伝達に支障が生じないように、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。

また、防災行政無線のデジタル化に合わせ、各家庭に戸別受信機の設置を完了しているが、現在も故障による交換、新築や転居等に伴う新設等が多い状況にあるため、昨年度に引き続き、戸別受信機を追加購入し安定的な防災情報伝達体制の確立を図る。

5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を促進するなど、町民に広く交通安全思想の啓発を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

① 各季に交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚に努める。

② 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し、各種実技指導等を開催し交通安全教育の指導を徹底する。

③ 飲酒運転の撲滅や運転マナーの向上、シートベルト着用の徹底強化に努める。

- ④ 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室等を利用し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ⑤ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーを設置、交換するなど交通安全施設の充実を図る。
- ⑥ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- ⑦ 町内小学校新入学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子及び黄色ランドセルカバーを配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区气象台から受託する航空気象観測業務を適正に行う。

【 政策推進課 】

屋久島町では、「新町まちづくり基本計画」を基とした「第二次屋久島町振興計画」や、新たな人口動向分析に基づく「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと総合戦略」、町全体の公共施設等の総合的な状況把握を行い、公共施設マネジメントの基本方針として定めた「屋久島町公共施設等総合管理計画」、公共施設の個別施設ごとの具体的な今後の管理方針を定めた「公共施設個別計画」に基づき町政運営を行ってきた。

今後も、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、それぞれの計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を推進し、客観的な効果検証を実施する体制を構築していく。

平成29年度から10年間の時限立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（有人国境離島特措法）が施行され、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化②物資輸送コストの低廉化③滞在型観光促進④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業に各課連携して取り組んでいる。

航路・航空路の運賃低廉化は、準住民の対象が拡大され、住民及び準住民として町外に居住している22歳以下の児童・生徒等（島民が扶養している者に限る）も含まれたが、引き続き、費用負担の軽減を図る目的で航路及び航空路の料金低廉化に取り組む。

また、沖縄・奄美群島からの新たな入込客と交流人口の増加を促進する取組みとして、平成30度から実施しているマルエーフェリー「フェリー波之上」の奄美・鹿児島航路の屋久島宮之浦港寄港を今年度も継続することで、世界自然遺産に登録される予定の奄美地域との連携を深め、世界自然遺産地域めぐりの観光など、減少傾向にある入込客数の増加策として取り組む。

空路については、屋久島空港ジェット化の事業採択に向け、国・県・関係機関との更なる連携を図りたい。

新型コロナウイルス感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、感染症防止対策や経済対策を引き続き取り組む。

『企画広報課』

政策推進課において、本年度実施する主な事業は次のとおり。

○保有資産の適正な維持管理を図るとともに、春田定住促進団地分譲地の販売促進や未利用資産等の有効活用を推進する。また、公共施設等を取り巻く状況や将来の見通し、課題等を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等に係る計画を管理するため、公共施設等再配置ワークショップを開催し意見を参考にしながら、将来に渡る公共施設等の最適な配置による財政負担の軽減・平準化を図る。

『建設課』

○公共施設の跡地の有効活用を図るため、老朽化の激しい旧尾之間支所、旧一湊中学校屋内運動場の解体撤去を行う。尾之間支所跡地利活用については、民間事業者自らが行う収益事業者を公募型プロポーザル方式で募集した結果、医療法人観音会が「スマートウェルネス屋久島の活動拠点施設整備」で優先交渉事業者として決定し、令和5年9月の事業開始に向け、協議を進めることとしている。また、旧宮之浦支所跡地については、地域の意見や要望等を集約し、具体的利活用方針を取りまとめる。

『建設課』

○各課が保有する建物の災害保険や公用車の損害保険について、一括して全国自治協会共済事業へ加入し、共済掛金の支払いと適正な共済加入を進めるとともに、公用車の適正な維持管理により、安全で効率的な運用の確保を図る。

『建設課・総務課』

○加速する人口減少・少子高齢化に対応する今後10年間の「第二次屋久島町振興計画」を推進するとともに、世界自然遺産登録30周年を節目としての効果検証を関係機関と行う。

『企画広報課』

○公共交通システムの検討を行い、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通のマスタープランとなる「屋久島町地域公共交通計画」を策定する。

『観光まちづくり課』

○利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、クルーズ船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化の早期事業化に向け、県・国との連携を強化して取組むとともに、奄美－屋久島航路支援事業を引き続き行う。

『企画広報課』

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

① 財産管理経費			
・ 公共施設等再配置ワークショップ支援業務	委託料	4,600千円	建設
・ 旧尾之間支所庁舎解体に伴う電話移設業務	委託料	1,500千円	建設
・ 公有物件共済事業	役務費	16,733千円	建設・総務
・ 旧尾之間支所庁舎解体	工事請負費	168,000千円	建設
・ 旧尾之間支所車庫棟解体	工事請負費	36,000千円	建設
・ 旧一湊中学校屋内運動場解体	工事請負費	27,000千円	建設
・ 旧春牧消防詰所解体	工事請負費	2,560千円	建設
・ 公用車購入（軽2台予定）	備品購入費	3,200千円	総務
② 企画経費			
・ 地域みらい留学ネットワーク事業	旅費・負担金	1,360千円	観まち
・ 屋久島空港利用促進協議会	負担金	580千円	企画
・ 全国離島交流野球大会（中学生対象：新潟県佐渡島）	負担金	2,250千円	企画
・ 航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	61,890千円	企画
・ 地域公共交通活性化協議会	負担金	6,567千円	観まち
・ 奄美・沖縄－屋久島を結ぶ航路支援事業	補助金	2,625千円	企画
・ 町外高校生受入支援金	補助金	5,100千円	観まち
・ 屋久島高校魅力化事業	補助金	2,432千円	観まち
③ 統計調査経費			
・ 就業構造基本調査	調査員報酬等	350千円	観まち

○財政運営について

本町の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済をけん引してきた観光関連産業を中心に厳しい状況にある。国においてもポストコロナを見据えて各種の事業が実施されているが、先行きの不透明感をなかなかぬぐえない状況にあり、令和4年度においても難しい財政運営が予想されている中での予算編成となった。

本町の令和4年度予算については、継続して取り組んでいる財政健全化を踏襲し、事務事業の見直しによる歳出削減や、長期振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の厳選に努めるとともに、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題としている。そして、予算編成にあたっては、これまで慎重に検討を進めてきた各種施設の整理統合、災害が激甚化・頻発化している現状を踏まえて安心・安全なまちづくりや集落内の環境向上に努めることとして、一般会計当初予算総額を10,464,000千円とした。前年度から341,000千円の増額（対前年度比+3.4%）となったが、財政調整基金からの繰入額は238,406千円、前年度比65,147千円減での編成とした。

歳出の主な増減要因を性質別にみると、普通建設事業費の増（+314,489千円：対前年度比+30.3%）については、災害に備えたまちづくりのための河川や漁港の整備、補助事業等を活用しての住みよいまちづくりのための道路橋りょうの補修や町道の整備に努めることとしている。また、物件費の増（+92,539千円：同比+5.2%）については、旧尾之間支所関連施設の解体事業や公共施設等総合管理計画等に基づく旧一湊中学校体育館や永田小学校講堂などの公共施設の解体事業が要因として挙げられる。公債費の増（+52,942千円：同比+4.2%）については、屋久島の木材を活用して整備した本庁舎に係る合併推進債の償還及び学校の整備や大規模改修等による教育債の増額が影響している。

次に目的別にみると、土木費の増（+147,971千円：同比+27.4%）が普通建設事業費の伸びを反映して顕著となっており、また、総務費の増（+117,521千円：同比+8.1%）は、公共施設の解体による物件費の増加が大きく影響している。そして、消防費の増（+59,863千円：同比+13.1%）については、尾之間支所の解体に伴う防災無線親局の移設に係る費用や災害や事故の際に迅速な対応を可能とするため、北分遣所に救助資機材搬送車を配備することなどによる。教育費の減（▲96,087千円：同比▲9.2%）については、2年目となる岳南中学校大規模改修事業における事業費の減少や小学校への遊具整備の皆減（▲25,000千円）、令和3年度に引き続いて予定していた公民館の大規模改修事業を国の補正予算の状況を踏まえて令和3年度に前倒しして実施することにしたことなどの影響による。

一方、歳入では、町債が95,300千円（同比+10.0%）の増となった。これは公共施設除却に伴う合併特例債の増（+85,500千円）のほか、河川の改修や漁港の浚渫など緊急自然災害防止対策債の皆増（+105,000千円）などによる。また、国庫支出金の増（+120,587千円：同比+9.4%）については、公共施設の大規模改修による離島活性化交付金や道路整備に伴う道路メンテナンス事業補助金などの影響による。さらに、地方交付税については、190,000千円（同比+9.4%）を見込んでいる。これは普通交付税の算定基準において地域デジタル社会推進費などの新たな財政需要の費目が追加されたことなどによる。

自主財源比率は24.2%となり、前年度（25.0%）から0.8ポイントの減となった。これは繰入金金の増（+14,691千円：同比+2.3%）などはあったものの、前述した町債、国庫支出金及び地方交付税などの依存財源が増額となったことなどが要因となっている。

特別会計について、一般会計からの繰出金・補助金は816,682千円となり、前年度と比較して43,953千円の減額となった。これは、診療所事業における医薬材料費等の精査や船舶事業に対する補助金の算定基準の見直しによる。ただし、運営に支障のないように必要な措置は講じていく必要がある。

以下に主な会計の特徴を挙げる。

上水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計については、令和2年度から地方公営企業法の財務適用を行っている。事業規模的に独立採算は困難であると考え、一般会計からの補助金に頼る運営ではなく、独立採算を目指して使用料の値上げや更なる事業効率化を図り、歳出見直しをするなど健全な事業経営が求められる。

簡易水道事業については、口永良部島地区簡易水道施設整備事業により整備した施設の適正管理に努めるとともに、地方公営企業法による財務適用を目指した台帳等の整備を図る。

国民健康保険事業については、持続可能な医療保険制度の確立を図るため平成30年4月から鹿児島県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担う改革がなされた。町としては、厳しい保険基盤にある状況を踏まえ、医療費抑制のために生活習慣病の改善や重複受診・重複服用の減少に向けた保健指導などにより財政健全化への取り組みが求められる。

介護保険事業は、第8期介護保険計画の2年目となる。団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら地域ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みが求められる。

診療所事業は、診療収入等だけでは運営をまかなえない状況にあり、一般会計からの繰入金は必須となっている。地域住民の健康及び福祉の向上に支障を来すことのないように繰入金の抑制に努め、前年度と比べて22,542千円の減額となっている。

船舶事業は、令和2年度から地方公営企業法の財務適用を行うとともに、令和3年3月から新船を運航している。日頃からのメンテナンスを行って経費削減に努めながら、安全で快適な運航、効率的な事業運営に努めることが求められる。

電気事業は、電気エネルギーがもたらす利便性、快適性が不可欠になっている今日、社会インフラの要であることに鑑み、供給の安定性、信頼性の確保が求められる。

令和4年度においては、アフターコロナ、ウィズコロナの社会的情勢を見極めつつ、感染防止に努めながらの町勢発展への取り組みが求められている。これまで各種の歳出削減策に努めるなど財政健全化へ向けて不断の取り組みを行ってきたところであり、今後も財政規律を順守した取り組みを継続するとともに、国の動向を注視しつつ、コロナ禍で疲弊した経済情勢にも配慮した持続可能な財政運営に努めることとする。

『総務課』

令和4年度一般会計当初予算案（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	R4年度	構成比	R3年度	増減額	増減率
自 主 財 源	2,527,327	24.2	2,529,498	△ 2,171	△ 0.1
町 税	1,256,869	12.0	1,267,891	△ 11,022	△ 0.9
分 担 金 及 び 負 担 金	20,838	0.2	24,363	△ 3,525	△ 14.5
使 用 料 及 び 手 数 料	176,964	1.7	170,772	6,192	3.6
財 産 収 入	99,608	1.0	93,213	6,395	6.9
寄 附 金	228,000	2.2	236,000	△ 8,000	△ 3.4
繰 入 金	659,486	6.3	644,795	14,691	2.3
繰 越 金	10,000	0.1	10,000	0	0.0
諸 収 入	75,562	0.7	82,464	△ 6,902	△ 8.4
依 存 財 源	7,936,673	75.8	7,593,502	343,171	4.5
地 方 譲 与 税	99,207	0.9	95,432	3,775	4.0
利 子 割 交 付 金	638	0.0	1,073	△ 435	△ 40.5
配 当 割 交 付 金	1,624	0.0	1,640	△ 16	△ 1.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,526	0.0	896	630	70.3
法 人 事 業 税 割 交 付 金	14,560	0.1	8,941	5,619	62.8
地 方 消 費 税 交 付 金	251,566	2.4	258,745	△ 7,179	△ 2.8
環 境 性 能 割 交 付 金	1,975	0.0	1,800	175	9.7
地 方 特 例 交 付 金	3,780	0.0	3,980	△ 200	△ 5.0
地 方 交 付 税	4,325,000	41.3	4,135,000	190,000	4.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,426	0.0	1,535	△ 109	△ 7.1
国 庫 支 出 金	1,398,261	13.4	1,277,674	120,587	9.4
県 支 出 金	790,910	7.6	855,886	△ 64,976	△ 7.6
町 債	1,046,200	10.0	950,900	95,300	10.0
歳 入 合 計	10,464,000	100.0	10,123,000	341,000	3.4

令和4年度一般会計当初予算案（歳出）

（単位：千円、％）

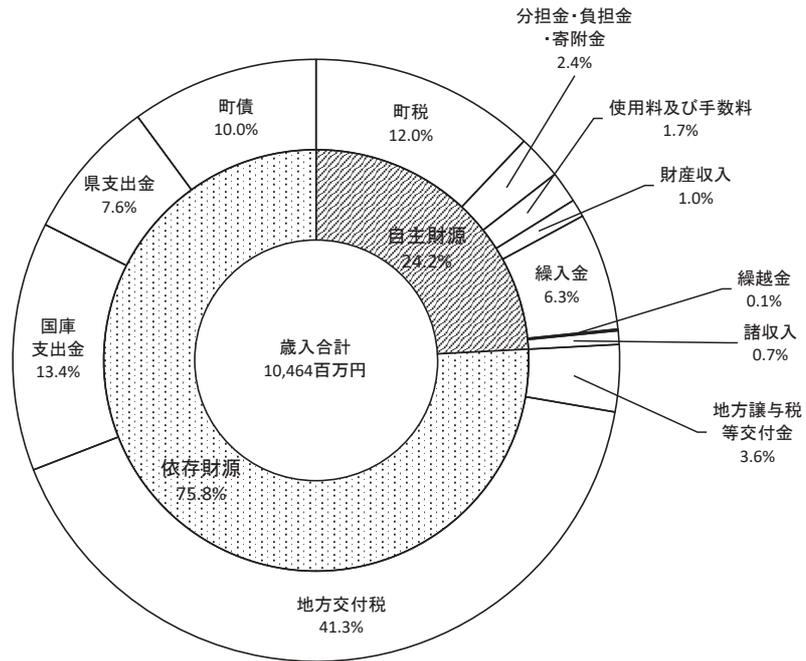
区 分	R4年度	構成比	R3年度	増減額	増減率
議 会 費	104,772	1.0	105,018	△ 246	△ 0.2
総 務 費	1,564,596	15.0	1,447,125	117,471	8.1
民 生 費	2,749,737	26.3	2,682,210	67,527	2.5
衛 生 費	1,374,481	13.1	1,352,235	22,246	1.6
労 働 費	18	0.0	26	△ 8	△ 30.8
農 林 水 産 業 費	892,967	8.5	836,538	56,429	6.7
商 工 費	289,235	2.8	304,186	△ 14,951	△ 4.9
土 木 費	687,051	6.6	539,080	147,971	27.4
消 防 費	516,816	4.9	456,953	59,863	13.1
教 育 費	953,006	9.1	1,049,093	△ 96,087	△ 9.2
災 害 復 旧 費	0	0.0	40,780	△ 40,780	△ 100.0
公 債 費	1,304,073	12.5	1,251,131	52,942	4.2
諸 支 出 金	22,032	0.2	53,281	△ 31,249	△ 58.6
予 備 費	5,216	0.0	5,344	△ 128	△ 2.4
歳 出 合 計	10,464,000	100.0	10,123,000	341,000	3.4

令和4年度一般会計当初予算案（歳出）

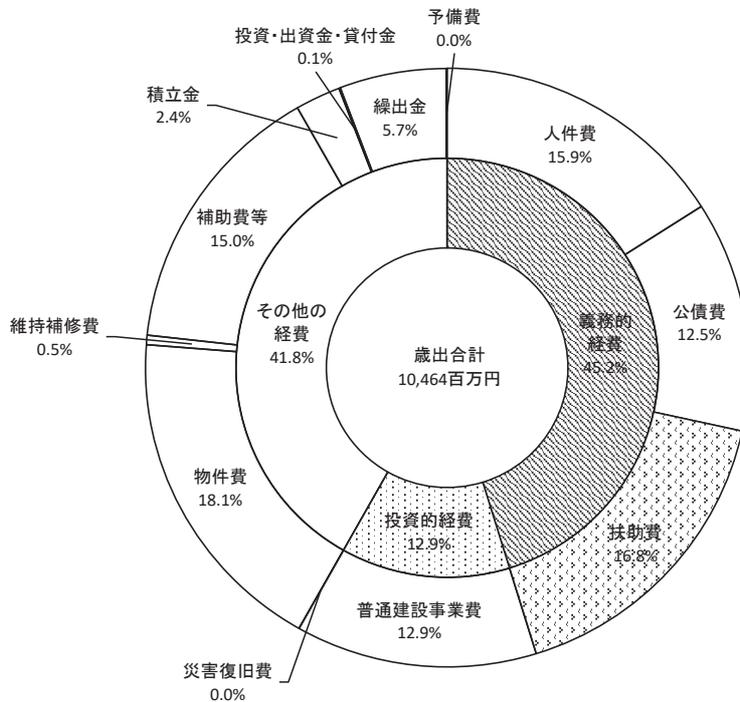
（単位：千円、％）

区 分	R4年度	構成比	R3年度	増減額	増減率
義 務 的 経 費	4,734,188	45.2	4,695,271	38,917	0.8
人 件 費	1,667,887	15.9	1,656,670	11,217	0.7
公 債 費	1,304,073	12.5	1,251,131	52,942	4.2
扶 助 費	1,762,228	16.8	1,787,470	△ 25,242	△ 1.4
投 資 的 経 費	1,353,203	12.9	1,079,494	273,709	25.4
普 通 建 設 事 業 費	1,353,203	12.9	1,038,714	314,489	30.3
災 害 復 旧 費	0	0.0	40,780	△ 40,780	△ 100.0
そ の 他 の 経 費	4,376,609	41.8	4,348,235	28,374	0.7
物 件 費	1,889,164	18.1	1,796,625	92,539	5.2
維 持 補 修 費	52,767	0.5	46,049	6,718	14.6
補 助 費 等	1,568,717	15.0	1,611,451	△ 42,734	△ 2.7
積 立 金	255,017	2.4	257,278	△ 2,261	△ 0.9
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0	0.0
貸 付 金	7,252	0.1	12,000	△ 4,748	△ 39.6
繰 出 金	598,476	5.7	619,488	△ 21,012	△ 3.4
予 備 費	5,216	0.0	5,344	△ 128	△ 2.4
歳 出 合 計	10,464,000	100.0	10,123,000	341,000	3.4

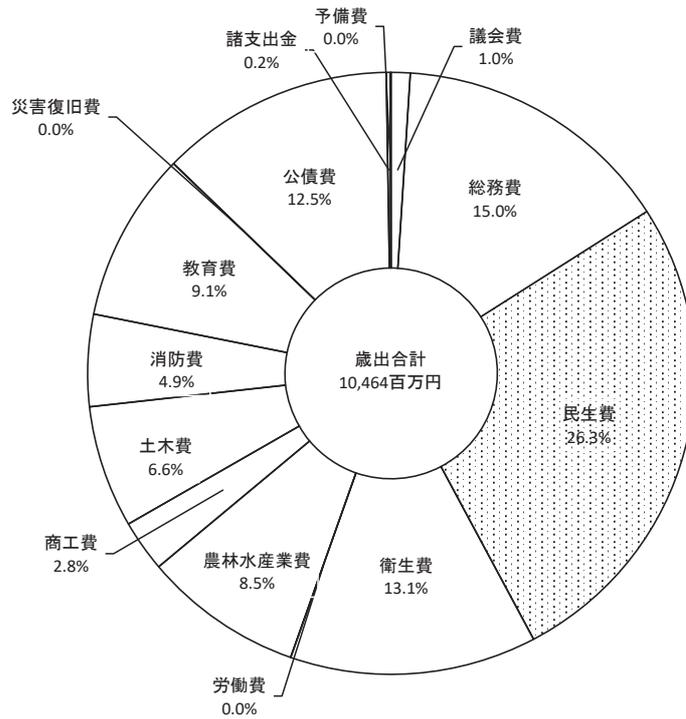
令和4年度一般会計歳入予算案



令和4年度一般会計歳出予算案(性質別)



令和4年度一般会計歳出予算案(目的別)



令和4年度予算における社会保障財源交付金（引上げ分の地方消費税交付金）の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金（引上げ分地方消費税交付金） 153,292 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 2,267,477 千円

(※事務費、職員人件費は除く)

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交付金	その他
障害者福祉事業	441,985	325,254			21,338	95,393
特別障害児手当給付費	1,071	803			49	219
移動支援事業	840	63			142	635
障害者等相談支援事業	7,555				1,381	6,174
身体障害者日常生活用具給付金	2,760	2,070			126	564
障害者支援費	424,655	318,491			19,407	86,757
障害者措置費	2,150	1,612			98	440
特別障害者手当等給付費	2,954	2,215			135	604
高齢者福祉事業	360				66	294
高齢者保護措置費	360				66	294
児童福祉事業	861,994	581,413	15,000		48,548	217,033
児童手当	201,665	160,040			7,609	34,016
児童扶養手当	75,000	25,000			9,140	40,860
児童入所施設措置費	18,000	13,500			823	3,677
子どものための教育・保育給付（保育所園運営費）	517,251	360,887			28,583	127,781
子ども育てのための施設等利用給付費	7,700	5,775			352	1,573
特別保育事業	9,462	6,307			577	2,578
放課後児童健全育成事業	14,856	9,904			905	4,047
準要保護児童生徒援助費助成金	18,060		15,000		559	2,501
母子福祉事業	13,385	1,672		197	2,105	9,411
乳幼児健診・乳児健診	177				32	145
妊婦健診	7,499				1,371	6,128
母子集団健診	702				128	574
乳幼児精密健診	45				8	37
乳幼児歯科健診	585				107	478
新生児聴覚検査	255				47	208
産婦健康診査	810	405			74	331
産後ケア事業	2,032	917		197	168	750
妊婦健診補助金	450				82	368
不妊治療旅費補助金	700	350			64	286
新生児聴覚検査費用補助金	30				5	25
産婦健康診査補助金	100				18	82
生活保護扶助事業	380,000	285,000			17,366	77,634
生活保護扶助費	380,000	285,000			17,366	77,634
小計	1,697,724	1,193,339	15,000	197	89,423	399,765

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交付金	その他	
社会 保 険	国民健康保険事業	144,509	87,029			10,507	46,973
	国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基盤安定：保険料軽減分）	78,915	59,186			3,606	16,123
	”（保険基盤安定：保険者支援分）	37,124	27,843			1,697	7,584
	”（出産育児一時金分）	4,200				768	3,432
	”（財政安定化支援分）	24,270				4,437	19,833
	介護保険事業	206,661	23,730			33,440	149,491
	介護保険事業特別会計繰出金（介護給付分）	163,214				29,835	133,379
	”（保険料軽減分）	31,640	23,730			1,446	6,464
	”（地域支援事業分）	11,807				2,158	9,649
	後期高齢者医療事業	66,004	49,503			3,016	13,485
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険基盤安定分）	66,004	49,503			3,016	13,485
	小 計	417,174	160,262			46,963	209,949
保 健 衛 生	医療施策事業	104,160	52,095			9,517	42,548
	ひとり親医療費助成金	6,000	3,000			548	2,452
	更生医療給付費	30,000	22,500			1,371	6,129
	療養介護医療給付費	5,760	4,320			263	1,177
	育成医療給付費	300	225			14	61
	重度心身障害者医療費助成金	37,800	18,900			3,455	15,445
	臓器機能障害者旅費助成金	900				165	735
	子ども医療費助成金	22,800	3,150			3,592	16,058
	準要保護児童生徒医療費助成金	600				110	490
	感染症その他の疾病予防対策事業	20,396				3,728	16,668
	結核健診	1,598				292	1,306
	各種予防接種	18,798				3,436	15,362
	健康増進事業	22,445	680		7,325	2,640	11,800
	各種検診	21,008	556		7,325	2,400	10,727
	児童生徒耳鼻咽喉科検診	732				134	598
	児童各種検診	399	65			61	273
	生徒各種検診	306	59			45	202
診療所事業	5,578				1,020	4,558	
診療所事業特別会計繰出金（施設維持管理経費を除く）	5,578				1,020	4,558	
小 計	152,579	52,775		7,325	16,905	75,574	
合 計	2,267,477	1,406,376	15,000	7,522	153,292	685,287	

令和4年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)

入湯税 4,252 千円

(歳出)

環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費 241,127 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	入湯税	その他	
環境衛生施設の整備	屋久島クリーンセンター設備等修繕	48,150		17,000		1,621	29,529
	屋久島クリーンセンター設備等修繕	62,000		23,000		2,029	36,971
	ごみ処理施設整備事業	32,376	10,000	21,500		46	830
	小 計	142,526	10,000	61,500		3,695	67,331
消防施設の整備	消防車両購入事業（消防資機材搬送車）	42,000		42,000			
	消防車両購入事業（小型消防ポンプ付普通積載車）	8,800		8,800			
	消防詰所長寿命化事業	3,180		3,100		4	76
	防火水槽設置事業	9,000		9,000			
	消火栓設置事業	1,050				55	995
	消防施設・消防水利修繕	1,500				78	1,422
小 計	65,530		62,900		137	2,493	
観光施設の整備	滝之川の大滝遊歩道整備事業	10,000			10,000		
	千尋の滝頭首工管理歩道安全設備整備事業	10,000			10,000		
	各観光施設修繕	950				49	901
	屋久杉自然館内施設修繕	500				26	474
	小 計	21,450			20,000	75	1,375
観光振興経費	インバウンド対策事業	4,322				225	4,097
	観光パンフレット増刷（日英併記版・英語版）	999			999		
	大型クルーズ船歓迎事業	200				10	190
	サイクリング屋久島負担金	500				26	474
	屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500				26	474
	観光誘致促進補助金	500				26	474
	訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金	4,000			4,000		
	広域観光連携事業負担金	600				31	569
小 計	11,621			4,999	345	6,277	
合 計	241,127	10,000	124,400	24,999	4,252	77,476	

【 観光まちづくり課 】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、振興計画基本構想、観光基本計画に基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

1 地域活性化対策経費

(1) 地域の活性化に関する事項

令和2年度から実施している集落の活力アップ交付金、まち・ひと・しごと創生補助金等により、引き続き地域の活性化に取り組む。

<集落の活力アップ交付金>

交付金により各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援する。

歳入

だいすき基金繰入金 14,100千円

歳出

集落の活力アップ交付金 14,100千円

<まち・ひと・しごと創生補助金>

屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、本町の基本目標である雇用の創出や交流人口の拡大、人口減少の抑制などを目的とした事業を支援する。

歳入

だいすき基金繰入金 2,000千円

歳出

屋久島町まち・ひと・しごと創生補助金 2,000千円

<未来を担う人材育成事業補助金>

地域リーダーの育成に資することを目的として他地域との青少年の交流や研修会への参加に要する費用を支援する。

歳入

未来を担う人材育成基金繰入金 1,000千円

歳出

未来を担う人材育成事業補助金 1,000千円

(2) 地域おこし協力隊に関する事項

地域おこし協力隊は、現在屋久島に1名、口永良部島に1名が活動しており、4月から新たな隊員の採用も予定している。

<地域おこし協力隊関連経費>

歳入

社会保険・雇用保険料（個人負担）	1,294千円
歳出	
地域おこし協力隊員報酬（特適）	8,080千円
期末手当（パート会計年度任用職員）	1,362千円
社会保険・雇用保険料	2,908千円
費用弁償	600千円
地域おこし協力隊活動費等補助金	7,680千円
合計	20,630千円

（3） 移住・定住促進に関する事項

移住・定住の促進対策としては、これまで実施してきた暮らし体験住宅や補助制度に加え、令和3年度に作成したパンフレット、熊毛支庁が作製した移住動画などを活用し人口減少対策に取り組む。

<暮らし体験住宅>

屋久島島内に4棟設置しており、移住を検討している方や移住の準備をする方が月額1万円で3か月から1年の間利用できる制度である。

歳入	
暮らし体験住宅使用料	360千円
歳出	
需用費（消耗品費、水道光熱費、修繕費）	160千円
役務費（手数料）	66千円
合計	226千円

<移住定住促進事業>

移住イベントへの出展を積極的に行い、屋久島町の紹介や移住者の移住に向けての不安解消などに取り組む。

歳入	
だいすき基金繰入金	500千円
歳出	
普通旅費	440千円
会場使用料	380千円
合計	820千円

<移住促進家賃等補助金>

定住を目的として移住した方が、民間の賃貸住宅を借りて移住した場合、初期費用及び家賃の補助を行う。

歳入	
だいすき基金繰入金	2,900千円
歳出	

移住促進家賃等補助金	2,900千円
------------	---------

<移住者住宅取得事業等補助金>

新規移住者の住宅取得や空き家の改修、家財道具の撤去及び移住費用に対する補助を行う。

歳入

だいすき基金繰入金	5,000千円
-----------	---------

歳出

移住者住宅取得事業等補助金	5,000千円
---------------	---------

<移住支援金>

鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として鹿児島県と協働して、かごしま移住就業・起業支援事業のうち移住支援金を町で実施する。

歳入

総務費県補助金（かごしま移住・就業・起業支援事業）	3,800千円
---------------------------	---------

歳出

需用費（消耗品費）	100千円
-----------	-------

移住支援金	5,000千円
-------	---------

合計	5,100千円
----	---------

<婚活事業>

人口減少対策の事業として婚活事業を実施する。

歳入

だいすき基金繰入金	3,000千円
-----------	---------

歳出

地域振興イベント催行委託	3,000千円
--------------	---------

(4) ふるさと納税に関する事項

全国的に人気の高い農産物や海産物など、新たな返礼品の掘り起こしやPRを引き続き行い、寄附額の増加及び地域の活性化に寄与することを目指す。

また、全国にアピールできるだいすき基金の活用事業についても検討する。

寄附金は屋久島町だいすき基金に積み立て、基金の用途については屋久島町だいすき基金使途検討委員会において、各課からの要望を検討し充当事業を決定する。

<ふるさと納税関連経費>

歳入

屋久島町だいすき寄附金	200,000千円
-------------	-----------

だいすき基金繰入金	100,000千円
-----------	-----------

合計	300,000千円
----	-----------

歳出	
会計年度任用職員報酬	216千円
費用弁償	39千円
需用費（印刷製本費）	863千円
役務費（通信運搬費、手数料、広告料）	98,644千円
機械機器保守管理委託	418千円
積立金（だいすき基金）	200,000千円
合計	300,180千円

<関係人口創出事業（ふるさと納税）>

ふるさと納税寄附者と町、返礼品事業者が繋がる仕組みづくりを行っていく。

歳入	
だいすき基金繰入金	900千円
歳出	
地域振興イベント催行委託	900千円

(5) 男女共同参画に関する事項

男女共同参画については、本町で2名委嘱されている鹿児島県男女共同参画地域推進員と協力して、男女共同参画社会の実現を目指す。 『総務課』

2 環境対策費

(1) 屋久島総合自然公園管理事業

ヤクシマシャクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営、広場及び野外ステージなどの公園管理を行う。

また、園内にある特殊公衆浴場温泉施設「ゆのこのゆ」の管理運営を行い、町民及び観光客の利用促進に努めていく。

<自然公園・植物園>

【歳入】	屋久島総合自然公園使用料	119千円
	苗木売払収入	540千円
	社会保険・雇用保険料（個人負担）	249千円
	合計	908千円
【歳出】	会計年度任用職員雇用経費	9,649千円
	需用費	1,131千円
	役務費	55千円
	委託料	429千円
	使用料及び賃借料	483千円
	原材料費	72千円
	合計	11,819千円

<ゆのこのゆ>

【歳入】	屋久島総合自然公園温泉使用料	565 千円
	雇用保険料（個人負担）	7 千円
	ゆのこのゆ物品売払収入	3 千円
	合計	575 千円
【歳出】	会計年度任用職員雇用経費	2,612 千円
	需用費	653 千円
	役務費	118 千円
	委託料	90 千円
	使用料及び賃借料	29 千円
	合計	3,502 千円

(2) 屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島に関する調査を行う団体等に貸出しするために必要な維持管理を行う。

【歳入】	一湊研修センター使用料	1 千円
【歳出】	需用費	105 千円
	手数料	17 千円

(3) エコツアーリズム推進事業

屋久島憲章の理念に基づいた、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツアーリズム推進協議会事務局として、全体構想策定に向け取り組む。

屋久島観光に訪れる旅行者の皆様により質の高い体験と安心安全をお届けできるよう、公認ガイド制度の更なる普及及び浸透に努める。

また、ここ2年永田ではウミガメ観察会の開催を見送っているが、ウミガメ保護利用専門部会では永田浜ウミガメ保護利用のあり方を試行的に取り組んでいく。

<エコツアーリズム>

【歳出】	公認ガイド用支給品	1,500 千円
	公認ガイド公認証（記章・身分証）	15 千円
	エコツアーリズム推進協議会負担金	85 千円

<ウミガメ保護監視>

【歳入】	ウミガメ保護監視員設置事業県補助金	594 千円
	（だいすき基金充当）	3,000 千円
【歳出】	旅費	23 千円
	消耗品費	56 千円

ウミガメ保護監視員業務委託	
（永田前浜、いなか浜、栗生浜、サゴシ浜、中間浜、一湊浜）	1,188 千円
（いなか浜上陸産卵等調査）	2,000 千円
ポケット Wi-Fi レンタル	45 千円
エコツーリズム推進協議会負担金（ウミガメ観察会運営用）	1,205 千円

（４）世界自然遺産関係事業

屋久島が世界自然遺産に登録されてから、令和5年12月で30年を迎える。

同時に遺産登録された白神山地と連携して、30周年の機運を醸成する取組を共同で実施する。あわせて、屋久島においても30周年に向けた協議を行っていく。

屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、世界自然遺産地域連絡会議をはじめとした諸会議をとおして、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図る。昨年度から始まった管理計画の改訂に向けた作業部会では、地元自治体として協議に参加していく。

また、国内の世界自然遺産地域を抱える自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会では、昨年度世界自然遺産に新規登録された「奄美・徳之島・沖縄島北部及び西表島」地域の構成市町村が加盟し、さらなる活動の場を広げられるよう取り組んでいく。

<世界自然遺産地域連絡会議関係>

【歳出】 旅費 92 千円

<世界自然遺産地域ネットワーク>

【歳出】 旅費 256 千円

<世界自然遺産登録30周年記念関連>

【歳入】 （だいすき基金充当） 1,600 千円

【歳出】 白神山地・屋久島連携事業負担金 1,650 千円

（５）ユネスコエコパークの取組み

平成28年3月に拡張登録が認められた、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして、国内に10地域登録されている、ユネスコエコパーク登録地と連携を図る日本ユネスコエコパークネットワーク活動により、情報発信や普及活動を行い、観光推進を図る。

さらに、日本ユネスコエコパークネットワークと連携協定を締結している(公財)イオン環境財団との連携を図り、イオン店舗におけるユネスコエコパークフェア等への取組みを図る。

【歳出】 旅費 461 千円

HPドメイン利用料 3 千円

日本ユネスコエコパークネットワーク負担金 100 千円

（６）ラムサール条約登録湿地関係

【歳出】 旅費 112 千円

ラムサール条約登録市町村会議負担金 20 千円

(7) 権限移譲事務

県ウミガメ保護条例ウミガメの捕獲行為等の許認可事務及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

令和4年度の交付額は、令和2年度処理件数の実績による算定である。

【歳入】 自然公園法及び県立自然公園条例関係	244 千円
均等割 20,000 円	
件数割 (単価) 3,854 円×58 件≒224,000 円	
県ウミガメ保護条例関係	39 千円
均等割 20,000 円	
件数割 (単価) 3,854 円×5 件≒19,000 円	

(8) 自然に親しむ集い

国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団との連携により、自然に親しむ集い(各1回)を開催する。

【歳入】 自然に親しむ集い参加料(100円/人)	1 千円
【歳出】 講師謝金	10 千円
保険料	2 千円

(9) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。

3 山岳部保全対策費

屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業を運営して山岳部の保全と利用に係る施策を協議する。

なお、町事務局では山岳部保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理や荒川登山バス運行や町道荒川線の通行規制に係る業務を主に実施する。

【歳入】 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金	28,000 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金	29,200 千円
弁償金	1,200 千円
合計	58,400 千円
【歳出】 高額寄附者お礼	36 千円
消耗品費	4,490 千円
光熱水費	72 千円
修繕料	2,500 千円

ポケットリーフレット印刷	150 千円
HPサーバー・ドメイン	8 千円
山岳部し尿搬出経費（高塚・新高塚・鹿之沢・石塚・淀川）	16,400 千円
携帯トイレ回収・登山口トイレ等汲取り	1,338 千円
山岳部トイレ清掃業務委託	1,969 千円
バイオトイレ維持管理委託	750 千円
屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金	28,000 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金積立金	29,200 千円
合計	84,913 千円

4 観光費

エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念とする屋久島町観光基本計画に基づき、これまで各種誘客施策に取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症収束の兆しは見え、観光産業をはじめ各産業が深刻な影響を受け、本町においても経済全体の停滞が懸念される。

このような状況下ではあるものの、屋久島観光協会をはじめとする各団体・機関と連携し、屋久島町観光基本計画推進のほか、コロナ禍における新たな旅行形態に適した観光コンテンツのPRや、コロナ収束後を見据えた観光誘客に取り組む。

(1) 観光情報の発信に関する事項

観光地間競争が激化する中で、旅行先を選定するための“旅マエ”情報の提供が非常に重要なポイントとなる。このため、令和2年度、3年度において、本町が有する圧倒的な自然景観に加え、文化、食、体験等、里地から山岳まで幅広く情報を提供するために、離島活性化交付金並びにだいき基金を活用し、直感的に「行きたい」と思われる訴求効果の高い新観光パンフレット（日本語版、英語版、中国語版（簡体字、繁体字）、韓国語版）とポスターを制作し、紙媒体のみならず、WEB活用のため、デジタル化したところである。

令和4年度は、引き続き離島活性化交付金を活用し、新観光パンフレット（日本語版）の増刷のほか、新観光PRポスターの制作に取り組む。

また、動画サイト（YouTube）やSNS（インスタグラム、フェイスブック）の運営により、世界へ向けて本町の魅力発信に努める。

【歳入】 款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：商工費国庫補助金	
節：商工費補助金	
細々節：離島活性化交付金（国50%）	2,427千円

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：需用費	

細々節：印刷製本費	
◆観光パンフレット（日本語版増刷）60,000部【国補・だ基】	3,300千円
◆観光PRポスター（日本語版）400枚【国補・だ基】	500千円
◆〃（英語版）200枚【国補・だ基】	400千円
節：役務費	
細々節：手数料	
◆観光パンフレットデジタル化（日本語版修正更新）【国補・だ基】	110千円
◆新観光ポスター英語版デザイン編集 4種類【国補・だ基】	44千円
節：委託料	
細々節：観光パンフレット等制作業務委託	
◆新ポスター4種類【国補・だ基】	500千円
事業費計	4,854千円
(国庫補助対象)	(4,854千円)
(だいすき基金活用)	(2,427千円)

(2) 滞在型観光促進事業に関する事項

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、「もう一泊」したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発と販売に取り組む。今年度は、コロナ禍における新しい旅のかたちとして注目されるワーケーション（ワーク×バケーション）や少人数長期滞在を推進する商品の企画開発、販売促進のほか、着地型観光素材の情報発信に取り組むこととしている。

【歳入】款：県支出金 項：県補助金 目：商工費県補助金	
節：商工費補助金	
細々節：地域社会維持推進交付金（国55%、県10%）	14,300千円
【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：委託料	
細々節：滞在型観光促進業務委託	22,000千円

(3) 国内向け観光PR事業に関する事項

人口減少によって今後ますます旅行者の減少が予想される国内市場において、激化する観光地間競争を勝ち抜き、観光事業者はもとより、町内事業者の安定経営を図るため、多角的に本町の魅力を発信するためのPR事業を展開する。

現在の旅行形態は、インターネット上での個別手配が8割を超え、旅行の個人化が進んでいることから、個人向けにはインターネットや各種メディアを活用したプロモーションを展開し、団体誘客については、主要都市の私立中学・高校をターゲットとし、環境教育をテーマとして制作した教育旅行案内動画なども活用した教育旅行誘致のほか、関心度の高い学校や旅行会社を本町へ招請し、視察ツアーを実施する。

また、サステナビリティに触れ、考えられる本町ならではの新たな教育旅行コンテン

ツを関係機関と連携して検討し、形作れるように努める。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細々節：普通旅費（東京、大阪、福岡）	1,200千円
費用弁償（旅行会社等招請）	1,800千円
節：役務費	
細々節：通信運搬費（各都市会場への資料等往復送料）	150千円
節：委託料	
細々節：プロモーション業務委託	
◆国内向けプロモーション（WEB等）	6,000千円
節：使用料及び手数料	
細々節：会場使用料	850千円
事業費計	10,000千円
	（だいすき基金活用）（10,000千円）

（4）他地域と連携した観光振興

①指宿・屋久島広域観光推進協議会

高速船で繋がる指宿・屋久島の周遊観光を促進するため、両地域の特色を最大限に活かした観光ルートのPRや旅行会社へのプロモーションを実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細々節：普通旅費（協議等）	63千円
節：負担金、補助及び交付金	
細々節：広域観光連携事業負担金	
◆指宿・屋久島広域観光推進協議会負担金	500千円
事業費計	563千円

②熊毛地域教育旅行誘致対策協議会

鹿児島県熊毛支庁を事務局として、熊毛地域1市3町の共同により、関東地区、関西地区への誘致活動を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細々節：普通旅費（総会）	9千円
節：負担金、補助及び交付金	
細々節：広域観光連携事業負担金	
◆熊毛地域教育旅行誘致対策協議会	100千円
事業費計	109千円

③黒潮連携

世界文化遺産を有する鹿児島市、世界自然遺産を有する本町、同じく世界自然遺産登録地となった奄美市と連携し、世界遺産を巡るクルーズ船誘致活動を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細々節：普通旅費（協議）	70千円

④観光かごしま大キャンペーン推進協議会（重点戦略事業）

鹿児島県内各地への観光誘客を図るため、PR活動等広く事業展開されるものであり、その中で重点戦略地域として屋久島を計上し、観光誘客事業を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細々節：普通旅費（総会、主要都市での商談会参加）	140千円
節：負担金、補助及び交付金	
細々節：観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金	
◆通常分	316千円
◆重点戦略事業分	500千円
事業費計	956千円

⑤福岡市との連携プロモーション事業

福岡市で開催される世界水泳（令和5年7月開催予定）を契機とした米国市場向けプロモーションを福岡市及び九州の主要観光自治体と共同で実施する。（10自治体共同（予定））

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：委託料	
細々節：プロモーション業務委託	
◆福岡市との連携プロモーション	1,000千円

⑥世界自然遺産活用観光振興事業

国内において世界自然遺産登録地を有する各自治体が連携し、世界自然遺産のブランドイメージを活用した観光振興事業におけるシンポジウム及び商談会に参加し、旅行会社への商品造成折衝等を行う。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細々節：普通旅費（商談会参加）	110千円

(5) インバウンド対策事業の実施

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、訪日外国人旅行者は皆無の状況

ではあるものの、ワクチン普及等により収束した折に回復が見込まれる外国人観光客に対し、きめ細やかな対応ができるよう、インバウンド対応専門員を会計年度任用職員として任用し、海外からの問い合わせ対応や、英語版総合案内冊子の作成（修正・最新版更新）などに取り組む。

また、訪日外国人旅行者の中でも、本町は欧米豪地域からの人気が高いことから、新型コロナウイルス感染症収束後における当該市場からの更なる誘客を図るため、離島活性化交付金を活用して欧米豪市場向けプロモーションを展開する。さらに、東アジア地域では、鹿児島空港に直行路線を有し、かつ、国家間の政治的影響が比較的少ない台湾市場をターゲットとして現地旅行会社との商談会や国際旅行博に出展し、認知度向上と誘客促進を図る。

インバウンド受け入れに当たっては、町内の受入環境整備が重要であることから、翻訳機器導入やHP・施設内表示の多言語化、和式トイレの洋式化、W i F i 環境整備等による受入環境を整備する観光事業者を支援するため、引き続き町単独補助制度を実施する。

【歳入】 款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：商工費国庫補助金	
節：商工費補助金	
細々節：離島活性化交付金(国50% 欧米豪市場プロモーション事業)	5,000千円

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
人件費（会計年度任用職員）	4,322千円
節：旅費	
細々節：普通旅費（研修会等）	119千円
節：需用費	
細々節：印刷製本費	
◆日英併記版及び英語版総合案内冊子 【だ基】	1,000千円
節：委託料	
細々節：プロモーション業務委託	
◆欧米豪市場プロモーション業務 【国補・だ基】	10,000千円
節：使用料及び賃借料	
細々節：会場使用料（台北国際旅行博ブース及び備品代）	558千円
節：負担金、補助及び交付金	
細々節：訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金 【だ基】	4,000千円
事業費計	19,999千円
(国庫補助対象)	(10,000千円)
(だいすき基金活用)	(10,000千円)

(6) 大型クルーズ船の受け入れ対応

宮之浦港火之上山埠頭には、国内外のクルーズ船が寄港し、5万トン以下の国内船、外国船籍の探検船については、本町が県内で最多寄港地である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び感染予防のため、各船社・ツアー会社においてガイドラインに則した感染症対策を徹底した上で本町に寄港するクルーズツアーが実施される見込みである。受け入れ側の本町としても、バスなどの交通事業者をはじめ、関係事業者に対して感染予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、歓送に際しても、感染予防対策に万全を期した上で、本町ならではのおもてなしができるよう、地域団体の協力を得ながら対応する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：報償費	
細々節：報償金（郷土芸能、太鼓等）	200千円

(7) 観光事業者団体等への支援に関する事項

本町観光の窓口となる屋久島観光協会と連携し、効率的かつ効果的な業務が遂行できる体制を整える。また、誘客に繋がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：負担金、補助及び交付金	
細々節：屋久島観光協会補助金	12,000千円
細々節：サイクリング屋久島負担金	500千円
細々節：屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500千円
細々節：観光誘致促進補助金	500千円
細々節：観光推進事業補助金	1,280千円

(8) その他

旅行者の動態等把握のため、空港・港でのアンケート調査を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：報酬	
細々節：会計年度任用職員報酬（アンケート調査員4人分）	1,917千円
節：共済費	
細々節：雇用保険料（アンケート調査員4人分）	7千円
節：旅費	
細々節：費用弁償（アンケート調査員4人分）	147千円
節：需用費	
細々節：消耗品費（ノベルティ）	200千円
事業費計	2,271千円

5 観光施設整備費

(1) 観光施設の維持管理に関する事項

町内の観光施設は、広範囲にトイレ・公園が点在しており、また、老朽化による故障が

細々節：職員共済組合負担金（会計年度任用職） （観光施設管理作業員分（南部継続＋北部新規10月～））	771千円
節：需用費	
細々節：消耗品費（トイレトーパー、清掃用品等）	991千円
細々節：光熱水費（9施設分一括）	662千円
細々節：修繕料（資外）（観光施設維持補修）	750千円
細々節：燃料費（公用車・草刈機燃料一括）	385千円
節：役務費	
細々節：通信運搬費（無料公衆無線LAN通信料： 荒川、千尋、ヤクスギランド休憩施設、永田いなか浜、大川の滝）	375千円
細々節：手数料	
◆各トイレ浄化槽法定検査	44千円
◆各トイレし尿・浄化汚泥汲取り	744千円
◆その他観光施設除草・倒木処理等	988千円
節：委託料	
細々節：測量設計委託	
◆滝之川の大滝遊歩道整備 調査・測量設計 【だ基】	6,000千円
細々節：消防用設備等点検委託（屋久島青少年旅行村）	44千円
細々節：浄化槽保守点検維持管理委託（7箇所分）	485千円
細々節：町有施設管理委託	
◆鯛之川原生林観察の森整備施設維持管理	1,368千円
◆志戸子ガジュマル公園維持管理業務（指定管理）	1,054千円
◆その他公園等清掃（5箇所）	1,335千円
節：使用料及び賃借料	
細々節：重機借上料（観光施設整備）	100千円
細々節：土地使用料	
◆国有地（各観光施設）	73千円
◆民有地（志戸子ガジュマル公園駐車場敷）	40千円
節：工事請負費	
細々節：インフラ工作物	
◆千尋の滝頭首工管理歩道安全設備整備 【だ基】	10,000千円
節：原材料費	
細々節：工事材料費（観光施設修繕材料）	200千円
細々節：加工用原材料費（看板等制作・維持管理材料）	100千円
節：公有財産購入費	
細々節：土地購入費	
◆滝之川の大滝遊歩道整備用地購入費 【だ基】	4,000千円

節：備品購入費	
細々節：備品購入費（資産）	
◆ 2 t ダンプトラック購入費	【だ基】 6,000千円
事業費計	42,055千円
	（だいすき基金活用） （26,000千円）

(2) 温泉施設の維持管理に関する事項

町内の温泉施設について、衛生面や温泉法に基づく適正な管理のために必要な支援を行うこととし、本村温泉は指定管理により、地域に親しまれる善良な管理を行う。

また、老朽化により建屋の維持管理が困難な湯向温泉については、隣接地への建替え整備を実施する。寝待温泉については、自然災害からの復旧ができず、急傾斜崩壊の恐れもあることから今後も復旧の見込みはない状況にある。地域の要望を踏まえつつ今後の方針を検討する。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：需要費	
細々節：光熱水費（平内海中温泉トイレ、湯泊温泉トイレ）	95千円
節：役務費	
細々節：手数料（浄化槽法定検査：本村温泉、平内海中温泉）	14千円
節：委託料	
細々節：消防用設備等点検委託（本村温泉）	88千円
細々節：浄化槽保守点検維持管理委託（本村温泉、平内海中温泉）	195千円
細々節：町有施設管理委託	
◆ 本村温泉管理（指定管理）	1,560千円
◆ 温泉道路・トイレ清掃委託（平内・湯泊）	220千円
節：使用料及び賃借料	
細々節：船舶借上料（湯向温泉状況確認等）	240千円
事業費計	2,412千円

(3) 山岳部トイレ等維持管理に関する事項

町有の高塚避難小屋及び付帯トイレに加え、県から受託している登山歩道、県営避難小屋、山岳トイレの維持管理について、関係する機関・団体などと連携を図りながら、設備の不具合による利用停止が生じないように、定期的な点検を行う。

【歳入】 款：県支出金 項：委託金 目：商工費委託金	
節：商工費委託金	
細々節：県営避難小屋及び山岳トイレ管理事業	12,860千円

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：需用費	

細々節：消耗品費（トイレトペーパー他）	209千円
細々節：光熱水費（荒川登山口トイレ・トンネル、大株歩道入口トイレ）	340千円
細々節：修繕料（資外）（山岳施設維持補修）	250千円
節：役務費	
細々節：手数料	
◆し尿汲取り（荒川登山口）	197千円
◆倒木処理等	139千円
節：委託料	
細々節：町有施設管理委託（高塚小屋及び付帯トイレ維持管理）町単	330千円
細々節：県営避難小屋管理委託（各避難小屋及び付帯トイレ、登山道）	3,780千円
細々節：県営山岳トイレ等管理委託（大株歩道入口トイレ）	7,945千円
事業費計	13,190千円
(うち県委託費対象)	(12,860千円)

(4) 海水浴場の開場管理に関する事項

町内3カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のため、シーズン中に監視業務員を配置するとともに、地域の協力を得ながら利用者に不便を与えることのない管理を行う。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：需用費	
細々節：光熱水費（一湊、春田浜、栗生）	133千円
節：役務費	
細々節：手数料	
◆一湊海水浴場サメ除けネット設置・保安管理	480千円
◆浄化槽法定検査（一湊、春田浜、栗生）	22千円
細々節：その他の保険料（監視員及び利用者傷害保険）	80千円
節：委託料	
細々節：浄化槽保守点検維持管理委託（一湊、春田浜、栗生）	232千円
細々節：町有施設管理委託	
◆海水浴場監視業務（一湊、春田浜、栗生）	3,475千円
節：使用料及び賃借料	
細々節：重機借上料（海水浴場整備）	150千円
事業費計	4,572千円

6 屋久杉自然館管理費

「屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情報等の発信に努めると共に、「地域の博物館」として町内外の教育機関や旅行者、町民まで幅広く入館

いただける施設として、展示の充実を図りつつ、次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料の保存と活用を行う。

また、写真展やクラフト体験など、入館者の増加を図るイベントを開催するほか、来年に控えた世界自然遺産登録30周年記念に向けた特別展の開催について検討し、準備を進める。

施設の管理面においては、入館者に不快感を与えないよう、随時補修を行い、施設の長寿命化に取り組む。

【歳入】 款：使用料及び手数料 項：使用料 目：商工使用料	
節：屋久杉自然館使用料	
細々節：屋久杉自然館入館料（入館者数 17,460人想定）	9,467千円
細々節：屋久杉自然館施設使用料（研修室等使用料）	1千円
節：行政財産占用料	
細々節：行政財産占用料（館内外自動販売機設置）	73千円
款：財産収入 項：財産売払収入 目：物品売払収入	
節：物品売払収入	
細々節：屋久杉自然館書籍等売払収入	4,930千円
款：諸収入 項：雑入 目：雑入	
節：商工費雑入	
細々節：社会保険料（屋久杉自然館一般事務員自己負担分）	323千円
細々節：雇用保険料（ " " ）	6千円
歳入合計	14,800千円

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：屋久杉自然館管理費	
人件費（館長、運営協議会委員、会計年度任用職員）一括	23,313千円
節：報償費	
細々節：賞揚金（写真コンテスト賞金）	50千円
細々節：記念品代（写真コンテスト副賞（特産品））	15千円
節：需用費	
細々節：消耗品費（事務用品、施設管理用品、受託販売書籍等）	1,814千円
細々節：光熱水費（本館及び別館分一括）	3,690千円
細々節：修繕料（公用車車検、施設小規模修繕）	600千円
細々節：印刷製本費	
◆館報「しぜんかん」 6,500部	132千円
◆オリジナルカレンダー 2,000部	396千円
◆その他（封筒、写真コンテストチラシ）	85千円
細々節：燃料費（公用車、除草作業用機械燃料）	103千円
節：役務費	
細々節：通信運搬費（電話、インターネット、本館WiFi）	429千円

細々節：手数料（ピアノ調律、浄化槽法定検査、看板制作等）	144千円
その他維持管理費（一括）	3,533千円
歳出合計	34,304千円

【 町 民 課 】

マイナンバー制度は行政手続等における特定の個人を識別する制度であり、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される 12 桁の番号である。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち法律または条例で定められた事務手続において使用されている。住民の方からの申請によりマイナンバーカードの全国交付率は令和 4 年 1 月 1 日時点で 41.0%であり、本町は 56.2%となっている。令和 4 年 1 月 1 日よりマイナポイント第 2 弾であるマイナンバーカードへ健康保険証での利用登録された方、公金受取口座を登録された方へのポイント付与が開始されようとしている。令和 4 年度は町民全ての方がマイナンバーカードを取得されるよう普及に努める。

戸籍制度では、令和元年 5 月 24 日に成立した戸籍法の一部を改正する法律の公布からシステムの運用開始まで 5 年と定められ、令和 4 年度も戸籍システムの改修やその他関連システム改修等を遅滞なく正確に実施する。

『町民生活課』

税制においては、令和 4 年度から全税のコンビニ納付と電子決済が開始される事から、町民への周知広報を行い税収確保に努める。

『税務課』

以下、1 が住民係、2 が課税係・資産係、3 が債権管理系の事業計画である。

1 戸籍・住民基本台帳事務等

『町民生活課』

戸籍法及び住民基本台帳法、番号利用法等の関係法令に基づき適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う。

(1) 住民基本台帳事務等

各種証明書の発行時に、届出者や請求者の本人確認をはじめ申請書の審査を適正に行い、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。

また、マイナンバー制度によるマイナンバーカードに係る有効性の情報発信や、カード管理に努め、カード交付に遅滞なく対応し制度の円滑な運営に寄与する。

本年度の住民基本台帳事務等については、以下のとおりである。

- ① 住民基本台帳及び住基ネットシステムの適正な整備と維持、管理
- ② マイナンバーカード取得の推進及び交付、更新（電子証明含む）
- ③ 転入転居時、戸籍変更時の異動情報の入力やカードへの追記作業
- ④ 印鑑登録及び証明書の発行

(2) 実態調査実施事務

住民基本台帳法第 34 条の規定に基づき、住民の居住実態等を把握するため、実態調査を実施し、住民基本台帳の正確な記録確保に努める。

(3) 戸籍事務

管轄法務局及び関係市町村と連携を図り、戸籍法及び関係法令に基づき、正確で迅速な業務を

行う。また、鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修会等に出席し、関連法令や実務について自己研鑽に努めるとともに、他市町村と窓口対応に関する情報交換を行い事務の円滑化を図る。管轄法務局から保存期間を経過した届書が順次移管されることから各種届書の適正な管理と運用に努める。

(4) 旅券事務

旅券（パスポート）の申請及び交付事務は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によりグローバルに人の往来ができなくなったため旅券の申請交付事務が大幅に減少しています。このような状況下でも住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

(5) 封印及び自動車臨時運行許可業務

道路運送車両法に基づき、車のナンバープレートの封印や臨時運行許可業務に必要な物品の管理と業務遂行に努める。

(6) 中長期在留者住居地届出等事務

中長期在留者及び特別永住者は、出入国管理庁に住居地の届出を行う必要がありその届出は市町村を経由して行うため、住民基本台帳事務と併せて正確な記録確保に努める必要がある。

また、特別永住者に関しても、住居地の届出のほかに特別永住者証の交付も市区町村で行うため、許可の申請から更新手続きまで細心の注意を払い業務遂行に努める。

(7) 離島航空割引カード事務

離島航空割引カードの申請及び交付事務は、住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

2. 課税係・資産係に関する業務

『税務課』

(1) 納付科目拡充の取り組み

令和5年4月より予定されている地方税共通納税システムの対象税目を拡大する（現行は町県民税（特別徴収・法人町民税）から固定資産税・軽自動車税まで納付可能とする）為のシステム改修を行う。

(2) 令和6年度固定資産税評価替えに向けた取り組み

令和6年度に予定されている固定資産評価替えに向け、標準宅地鑑定業務を委託し準備を進める。

(3) 自主申告指導のための研修会の開催

申告指導を行う職員に対する研修会を実施し技術向上に努める。

(4) 未申告者に対する申告指導

未申告者に対する申告指導を行うことにより、税の適正な賦課処理に努める。

(5) 新築家屋・課税もれ家屋の把握

全棟調査実施へ向けた検討を進め、課税もれ家屋の把握に努める。

(6) 納税意識向上のための租税教室等の開催

例年どおり町内小・中学生へ向けた租税教室を開催する。

3. 債権管理に関する業務

『税務課』

(1) 納付機会拡充のための取り組み

納入者の納付機会の拡充のため、令和4年4月運用開始のコンビニ納付・電子決済の周知広報に努める。

(2) 差押処分の実施(預金・出資金・給与・不動産等)

督促や催告に対して納税に対する誠意を示さない滞納者に対し、税に充てることが可能な財産を調査し、差押処分等を行い滞納額の縮減を図る。

(3) 搜索・公売の実施

財産調査等で差押可能な財産が確認できない滞納者に対し搜索を実施し、差押えた動産等を県合同公売会やインターネット公売等で換価を行う。

(4) 口座振替の推進

納め忘れ等による事務量増加の低減や、自主納付を推進する為、口座振替の勧奨に努める。

(5) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減

県及び熊毛地区1市3町の税務職員が相互に辞令を受け、より広域な滞納整理にあたる目的で協定を締結する事により、大規模な搜索事案などに県職員の協力や、町域をまたいだ事案に関する情報交換や協力要請を行う。

(6) 交通弱者への対応(臨戸納税相談)

電話相談だけでは自主納付につながらない等の理由で、高齢者を中心とした交通弱者に対し、臨戸訪問による納税相談を実施する。

(7) 税収確保策拡充のための自治大学校等が開催する徴収事務研修会への参加

昨年度・一昨年度、研修会への参加を計画したが、コロナ渦の中開催されなかった徴収事務研修会へ参加し、税収確保策拡充に努める。

【 福祉支援課 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」
福祉サービスの拡充をめざして

基本方針

福祉事務所業務における生活保護をはじめ、障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる公平公正で身近な福祉支援課に努めていく。

家族の絆や地域との関係の希薄化が、核家族や近隣への無関心と孤立に連鎖し、生活困窮、母子家庭の増加、障がい者等の社会参加の阻害要因となる。高齢者においては孤独や不安の増大が予想される。要援護者の支援体制を構築、情報共有し、地域の繋がり、家族の絆の再認識のためのしくみづくりに努めていく。

本年も、町民にとって身近で信頼される、きめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努める。

1. 社会福祉、障がい者(児)福祉

障がい者(児)の福祉対策は、町自立支援協議会（こども部会、せいかつ部会）や基幹相談支援センターとともに、障がい者(児)が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができる社会を目指す。相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保を図りながら必要な障害サービスを検討し、個々の課題解決、支援の充実に努める。

町社会福祉協議会では、低所得者、高齢者、障害者等の支援や福祉センター縄文の苑、こまどり館での介護保険サービス事業など各種事業に取り組むなか、本年度はこまどり館の屋根雨漏り修繕工事や縄文の苑のエアコン改修工事など老朽化した両施設の管理に努め、地域福祉活動の推進のため社会福祉協議会を支援する。

なお、社会福祉の拠点「島の保健室」として町民が相談しやすい環境をつくるため、本年度は安房総合センター2階に子育て支援センターを整備し、また、今後は障がい者の基幹相談支援センターや福祉活動を行うフリースペース、子ども食堂等も可能な空間づくりに向け協議を進める。

社会福祉の一環として、町民の死去に際し、遺族に対して弔慰金を、火災その他不測、不可避の災害による被害に対しては、その被災した町民、遺族に対し災害見舞金を支給し、哀悼の意をささげる。また、町内6人の人権擁護委員と連携を図り、年3回の人権相談所を開設するなど人権擁護活動に努める。本年度は栗生小学校において人権の花運動に取り組み人権啓発活動に努める。民生委員・児童委員の活動は、社会の変化、生活圏域の拡大に伴い、低所得者対応から多面的分野に日々広がっている。人材育成のための各種研修により幅広い知識習得や積極的な活動の支援に努め

る。援護対策として遺族に対する特別弔慰金、町遺族会の運営補助や戦没者追悼式の開催を行う。

災害時に備えて、災害時要支援者名簿の整備に努め、町社会福祉協議会や関係機関と連携し、法に基づき南北福祉避難所の準備を進める。

2. 高齢者福祉

高齢社会の到来で長寿社会となる中、住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画による各種サービスが推進されている。核家族化による老老介護、独居世帯の増加、認知症の増加など取り巻く環境は依然厳しく、DVなど困難事例も増加する中、老後不安を訴えるケースが多くなっている。日常生活の支援や悩み、不安など、多様化する課題の改善のため、南北の地域包括支援センターや関係機関および医療福祉団体との連携を図る。

また高齢者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、高齢者バス利用制度の安定的運用を行い、利用促進と周知に努める。

3. 子ども子育て支援

子ども子育て支援については、町子ども・子育て支援事業計画に基づき社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもにとって最善の利益が実現される姿を目指す。

経済的支援としては、児童手当や児童扶養手当等に加え、子ども医療費やひとり親医療費による医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を支援する。子どもの健全育成については、母子保健事業と連携した育児支援をはじめ、保育事業の安定した運営への支援を行いつつ、休日保育・延長保育、さらには放課後児童クラブ等、子育て支援事業の内容充実を推進する。

特段の支援や見守りが必要な子どもについては、要保護児童対策地域協議会の中で、乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、産前産後ヘルパー派遣なども活用しながら、計画的な見守りや支援を行い、特に虐待対応については、県児童相談所や教育委員会、保健所、警察とも連携して問題解決に努める。

ひとり親家庭等対策については、自立に向けた相談体制の強化、専門職の資格取得など就労促進や融資制度の積極的な利用を進める。子どもの貧困問題対策の一環で子ども食堂実施団体への積極的な支援を行う。

本年度は、子ども家庭総合支援拠点を福祉支援課内に設置し、子育て世代包括支援センター及び要保護児童対策地域協議会との関係性を整理しながら、連携・協働のあり方を形づくる。また令和5年度から2歳児までを対象とした子育て支援センターを開設することを目指し、今年度は開設準備に取り組む。

宮之浦児童館については、町施設の年次計画に沿って浄化槽設置、屋内トイレの整備及び防水塗装を行う。

4. 母子保健

母子保健事業においては、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通して、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を行う。また、発達障がい児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会などを通して早期発見・早期対応に努める。さらに児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、子育て世代包括支援センターを拠点に児童虐待予防対策に努める。

本年度は3才児健診時に屈折検査機器を導入し、子どもの弱視等の眼疾患を早期発見、早期治療できるよう取り組む。また、産後ケア事業の更なる充実（宿泊型の導入）や子育てアプリの導入など、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援ができるよう取り組む。

5. 生活保護

生活保護業務については、生活保護法令制度の基本原則・原則に基づき、相談支援体制の構築に努め適正な職務推進に努める。県から移譲以降、相談、申請とも増加するなか、疾病、障がい等の理由で失業し、身体的に自立困難となり、高齢者、障がい者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化している。今後も保護対象者の生活歴や職歴、人生観を受容しながら専門的知識、技術の修得に努め公平公正で適正な事業運営に努める。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、また非課税世帯への臨時特別給付など、支援事業の充実に努める。

6. 自殺対策

コロナ感染拡大の影響により、経済的困窮・精神的圧迫等で自殺者の推移は増加の一途をたどる現状である。「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、庁内・関係機関、団体の相互連携の強化や他の関係計画と整合性を図り策定された「屋久島町自殺対策計画」を総合的に推進していく。自殺対策推進本部と自殺対策推進協議会を開催し、事業計画の取組状況や、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」（命の門番）の役割を担う人材育成を目的とした研修会を開催するとともに、自殺に対応できるセーフティネットの構築と自殺対策の充実・強化を図る。

【 健康長寿課 】

1 健康づくり事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。事業内容は、健康増進法第17条及び第19条の2の規定に基づく事業のうち、①健康教育、②健康相談、③訪問指導、④歯周疾患検診、⑤骨粗鬆症検診、⑥肝炎ウイルス検診、⑦健康診査・保健指導で、対象は40歳から64歳までの者である。

(1) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測することで主体的な生活習慣改善の実践を促す。

内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 22回/年(受講者見込み数 930人)

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施する。

①総合健康相談 *「心の健康相談」を含む。

19回/年(相談者見込み数 実人数6人)

②重点健康相談 *国保保健事業(重症化予防)と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、病態別(肥満、心臓病等) 14回/年(相談者見込み数 延べ150人)

(3) 訪問指導及び保健指導(面接・電話等)

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

26回/年 実人数8人

(4) 健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

①歯周疾患検診

高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を

予防することを目的とする。対象は40歳、50歳、60歳及び70歳の者とし、個別通知する。検診は委託した町内の歯科医療機関で個別受診とする。

受診者見込み数 60人

②骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性で、特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 470人

③肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳及び65歳の者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 170人

④特定健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は40歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。

受診者見込み数 5人

(6) がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見・早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施する。対象は40歳以上の者。ただし胃がん検診は50～79歳とする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、子宮頸がん・乳がんの初年度対象者にクーポン券を配布し、がん対策を強化する。

①胃がん検診	400人
②大腸がん検診	1,150人
③肺がん検診	1,760人
④子宮がん検診	594人（うち、クーポン券対象者は集団2人、個別2人）
⑤乳がん検診	620人（うち、クーポン券対象者は集団15人、個別5人）

(7) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,500人
- ・前立腺がん検診 250人
- ・胸部ヘリカルCT検診 クーポン 100人 クーポン以外 250人
- ・特定健康診査 *国保、生保以外 2人

・骨粗鬆症検診 ＊節目外 180人

(8) 健康づくり情報の提供

令和元年度に策定した第3次屋久島町健康増進計画「健康やくしま21」で計画した内容を実践する。今年度は特にアルコール対策に重点をおいて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種検診の場を利用して情報提供する。

2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援する。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催し、加えて食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する8020運動推進員としての活動の支援も行う。

委嘱者 13人

予定研修会（町主催） 4回 （自主研修会） 4回

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、町民の健康増進並びに疾病予防を図る。事業については在宅栄養士を雇用し実施する。

個別栄養指導見込み 80人

集団栄養指導見込み 150人

3 感染症対策事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努め、また、集団検診を希望する事業所に対しても結核検診を実施する。

BCG接種（7～8か月児健診と同時実施） 予定接種者数 80人

結核検診（65歳以上：肺がん検診と同時実施） 受診予定人数 1,400人

(2) 緊急風しん抗体検査事業

令和元年度から3カ年計画により、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた（40歳～57歳）男性を対象に、風しんの抗体検査を実施した。令和4年度からさらに3年間事業の期間延長が決定したため、対象者へクーポン券を発行し、医療機関等で抗体検査を受けられるよう体制整備を引き続き行う。実施にあたっては、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」を活用する。

また、集団健診の際にも受検できるように健診機関と調整を行い、受検者を増やすよう努める。

受検（抗体検査）見込み者数 200人

(3) 予防接種法による定期予防接種

広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、予防接種の正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。未接種者への対策としては、各種健診（特に3歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者が積極的に接種できるよう支援する。

また、予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。子宮頸がんについては、令和4年度に積極的勧奨が再開する可能性があるため、その際には接種体制の確保などの対応を行う。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数 (件数)
四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	300
MR（麻しん・風しん）	160
風しん	50
日本脳炎	390
ヒブ	300
小児肺炎球菌	300
B型肝炎	220
二種混合（破傷風・ジフテリア）	100
水痘	150
子宮頸がん	60
インフルエンザ（高齢者）	2975
高齢者肺炎球菌	190
ロタウイルス	140

(4) 小児インフルエンザ対策

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に予防接種機会を与えることを目的として、小児のインフルエンザワクチンの接種に対し、公費補助を実施する。

対象者は生後 6 か月～19 歳未満（高校 3 年生相当、生後 6 か月～13 歳未満は 2 回接種）で、補助額は 1 回につき 1,000 円である。

接種見込み者数 1,000 人

（5）新型感染症防護対策

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とし、帰省者等受入支援事業、宿泊施設等一時待機者支援事業、自主的な隔離措置応援事業と 3 つの事業の要綱により対象に対し助成を行う。

（6）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

令和 3 年度中に新型コロナワクチン接種を 2 回接種した方を対象に、3 回目の接種を実施、併せてまだ 1・2 回接種していない方も含め接種を進める。

昨年同様予約システム等を活用し、供給されるワクチンを効率よく接種できるよう、町内医療機関の協力を得ながら進めていく。

また、引き続きワクチンの安全性などの情報提供に努め、ワクチンの供給量にもよるが、希望する町民全てにワクチン接種が完了するよう事業を実施する。

4 その他の保健事業

高齢者人口がピークとなり、あわせて現役世代人口の急減や単身世帯の増加が見込まれる 2040 年に向けて、持続可能な社会保障制度のため、生活習慣病重症化予防と介護予防を一体的に実施することが求められており、令和 5 年度からの実施を目指し、準備をすすめていく。

具体的には、国保連から提供される K D B システムを活用した地域の健康課題の分析や高齢者へのフレイル予防等ポピュレーションアプローチの取組、重複・頻回受診や重複投薬者、長寿健診や医療機関の未受診者への訪問等を行う。

5 保健センターの管理運営

すべての町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康づくり事業、食生活改善推進事業、母子保健事業、介護予防関連事業など、各種事業において保健センターの活用を図る。

また、必要に応じ、施設の補修等をしながら、施設の管理運営を行う。

6 献血事業の推進について

医療需要に応じた血液製剤の安定供給に資するため、町献血推進対策協議会の取組みを主体にして町民に対する普及啓発を推進し、献血者数の増加に努める。

具体的には、国や県の献血推進計画を踏まえ、鹿児島県及び鹿児島県赤十字血液センター等の関係機関が果たす役割を明確にして事業を推進し、例年県が設定する

地域ごとに確保すべき血液の目標量を十分満たすことができるよう、広報活動や巡回献血を実施していく。

7 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

町内医療機関において、夜間や血液製剤を確保できない緊急時の迅速な対応を図るため、「屋久島町緊急時供血者登録制度」に基づいた名簿を作成し運用している。時間的な猶予が許されない状況下において、輸血用血液の確保を島内で完結することを目的に、屋久島保健所、熊毛地区消防組合及び本事業に賛同する協力団体と連携し、一人でも多くの命を救うため本制度の安定的な運営に努める。

8 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科の診療機会が少ない口永良部島地域において、疾病の早期発見や治療の促進、更には住民の経済的負担の軽減を図るため、県保健医療福祉課及び県歯科医師会を始めとする関係機関と連携し、専門医の巡回派遣による「特定診療科巡回診療」や「こじか号」による歯科診療を引き続き実施する。

- ・ 特定診療科巡回診療（皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科） 年1回
- ・ こじか号歯科診療 年2回

9 口永良部島における救急搬送等の取り組みについて

口永良部島へき地出張診療所の常駐が看護師のみであるため、口永良部島地域における緊急時の患者輸送については、口永良部島の定期出張診療を担う栗生診療所医師及び熊毛地区消防組合を始め、永田へき地出張診療所医師又は屋久島徳洲会病院等との連携により対応していく。搬送手段としては、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリ及び海上保安庁ヘリの運用が選択肢となるが、状況に応じて口永良部島出張所、町総務課にも協力を求め対応することとする。

また、ヘリ搬送を行うに至らない急病人等に対しては、渡船による緊急搬送の費用補助を活用し、経済的負担の軽減を図ることとする。

10 地域医療懇話会について

本町の保健医療に携わる医師及び関係機関（町、保健所）の協議をする場を設けることで、情報共有を図り、地域医療の在り方について協議していく。

11 私的二次救急医療機関補助事業

町民等が疾病又は負傷により緊急の対応を要する場合において、救急車を要請し

た際の適時適切な診療が受けられる体制を確保することを目的として、私的二次救急医療機関の搬送傷病者受入れに対し補助金を交付する。

- ・補助額 搬送傷病者の受入れ1件につき1万3千円（特別交付税対象）

12 国民年金

国民年金の業務は、主に日本年金機構で行われているが、加入・届出などの窓口業務は市町村に委任されている。加入手続きの漏れをなくし、口座振替・クレジット納付の前納推進に取り組む。給付手続きについては、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、法に基づき正確迅速な対応に努める。

業務の協力・連携については、鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと連携を図り、計画に基づき納付勧奨件数や相談件数を増やすよう努める。

保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度について、広く周知し無年金者の減少に努め、コロナの影響で控えていた長期未納者や外国人加入者への訪問等を実施する。

『町民生活課』

○介護保険事業に係る一般会計計上分

1 低所得者保険料軽減対策事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階（第1段階：住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人）の低所得者介護保険料の軽減を実施する。国費（負担率50%）、県費（負担率25%）は、一般会計にて受け入れ、町分（負担率25%）を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 国庫支出金 | 15,820千円 |
| (2) 県支出金 | 7,910千円 |

2 介護保険利用者負担対策事業

- | | |
|----------|-------|
| (1) 県支出金 | 315千円 |
|----------|-------|

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助する。この町負担の3/4分を県が町に補助するものである。

- | | |
|-----|-------|
| 事業費 | 420千円 |
|-----|-------|

3 地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業

(1) 県支出金 710 千円

高齢者を含む任意のグループが主体的に行なう互助活動に対しポイントを付与し、商品券へ交換する事業である。

- | | | |
|-------------|-----|------|
| ① 商品券に対する経費 | 県補助 | 100% |
| ② 市町村事務経費 | 県補助 | 50% |

4 地域包括支援センター費

要支援 1・2 の高齢者に対する介護予防支援事業実施にかかる経費である。

事業費	8,512 千円
介護報酬	3,996 千円

5 介護保険特別会計繰出金

介護保険特別会計への繰出金は、介護給付分として 163,214 千円、総合事業分として 5,070 千円、総合事業以外の地域支援事業分として 6,739 千円を繰出し、また、低所得者保険料減額分として 31,644 千円を繰出すこととする。

【 生活環境課 】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることが出来るよう、日々の暮らしを守ることを目的とした課である。令和4年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施する。

1 火葬場事業 4. 1. 7

『町民生活課』

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上に住民サービス向上を心がけていく。火葬業務員を1名採用し、高齢化し増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図る。また、火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努める。

なお、同施設は運用開始から10年を超え、施設機器類等の故障が頻発していることから、更なる点検・整備に努める。

【歳入】

火葬場使用料	1,800 千円
残骨処理手数料	108 千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	4,254 千円
共済費等（会計年度任用職員）	865 千円
消耗品費	345 千円
光熱水費	2,453 千円
修繕費（資外）	2,765 千円
燃料費	1,499 千円
手数料（浄化槽検査）	7 千円
電気保安管理委託	350 千円
消防設備点検委託	43 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	85 千円
機械機器保守管理委託	297 千円

2 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

『町民生活課』

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施する。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行う。さらに、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援する。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施する。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策について

も地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努める。

【歳出】

会計年度任用職員給与及び手当等	3,122 千円
共済費等（会計年度任用職員）	684 千円
対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償）	73 千円
消耗品費（駆除薬剤費等）	2,583 千円
燃料費	245 千円
不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託	4,290 千円
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金	90 千円

3 生活衛生事業

4. 1. 1 2

『町民生活課』

(1) 町内の墓地、納骨堂の経営許可及びその他生活衛生に関する事務

町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう取り組む。

また、災害発生時の床上、床下浸水個所の消毒について、早急な対策に取り組み、感染症の発生を予防し、蔓延防止に努める。

【歳入】

権限移譲交付金（墓地、化製場）	40 千円
-----------------	-------

【歳出】

普通旅費	18 千円
消耗品費（薬剤等）	15 千円
修繕料（動力噴霧機）	30 千円
通信運搬費（航送料）	14 千円
使用料及び賃借料（船舶借上料）	88 千円
霊柩輸送費助成金	372 千円

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は治療法が確立されていないため、発症すると人も犬もほぼ 100%死亡する極めて恐ろしい病気である。狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は登録と予防注射が義務付けられていることから予防注射、登録の徹底に努め、且つ、年 2 回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図る。

【歳入】

畜犬登録手数料	30 千円
狂犬病予防注射済交付手数料	251 千円

【歳出】

医師謝金及び旅費	19 千円
消耗品費（予防注射済票等）	101 千円
通信運搬費（予防注射通知）	73 千円

(3) 放浪犬対策・適正飼養等の推進

町内巡回や集落等の協力を得ながら放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して減少に努める。また捕獲の際、飼い主の早期発見のため首輪への鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、狂犬病予防法に基づく飼主の義務について周知及び指導を行う。また、犬猫の飼い主の社会的な責任について啓発を図り、周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、無責任な餌やりの防止等についても、保健所と連携し啓発に努める。

(4) 旧と畜場（北部）解体事業の実施

旧と畜場は、交通機関の発達に伴い、食肉等の流通機構が飛躍的に整備され容易に食肉等を入手できるようになったことや、施設利用者の減、老朽化で平成11年に廃止された。施設の管理状況や周辺環境が衛生的に好くない状況であることから解体を実施する。

【歳出】

工事請負費（資外）	9,000千円
-----------	---------

4 廃棄物対策事業 4.2.1

『町民生活課』

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化する。

また、町内における不法投棄物の監視を徹底し、抑制に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図る。

(1) 一般廃棄物処理対策事業

循環型社会構築に向け、平成28年度から細分化している紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進し、ごみの発生抑制・減量化に努める。

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第9期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努める。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組む。また、環境美化推進員を配置し、区とも連携を取りながら周知・啓発を行う。更に、町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図る。

【歳入】

一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋等）	32,591千円
一般廃棄物処理業許可手数料	14千円
有価物売払収入（空き缶プレス品）	2,536千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等（ごみ袋管理配達等業務）	2,452千円
共済費等（会計年度任用職員）	506千円
環境美化推進員委員活動等謝金・費用弁償	1,369千円
普通旅費	116千円
消耗品費（指定ごみ袋）	13,873千円
消耗品費（分別収集関係）	150千円
修繕料（資外）	150千円
印刷製本費（ごみ収集券）	578千円
燃料費	233千円
通信運搬費	1,546千円
指定ごみ袋交付手数	3,738千円
自賠責保険料	8千円
空き缶処理業務委託	5,560千円
ごみ収集業務委託	80,727千円
環境保全対策交付金	4,524千円
公課費	6千円

（２）旧焼却場整理事業

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、屋久島クリーンサポートセンターへ運搬して適正な処理に努める。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破碎とともに空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理作業を計画的に実施する。

【歳出】

修繕費（資外）	400千円
光熱水費	246千円
手数料（汲取り代）	10千円
旧焼却場整理業務委託料	20,966千円

（３）不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理防止連絡会議（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）四関係機関を中心に、不法投棄監視パトロールの体制強化を図る。また、一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図る。

【歳出】

不法投棄物回収に伴う重機借上げ料	50千円
------------------	------

(4) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、(財)自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出捐金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成する。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進する。

【歳入】

使用済自動車リサイクル出捐金（700台分）	7,012千円
-----------------------	---------

【歳出】

使用済自動車海上輸送費補助金（700台分）	7,013千円
-----------------------	---------

(5) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを構築することで、住民が参画する資源循環型社会の形成、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境づくりに取り組む。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図る。

【歳出】

消耗品費	174千円
印刷製本費（生ごみ収集券）	31千円
口永良部島堆肥運搬費	27千円
生ごみ処理業務委託	27,760千円
コンポスト購入費補助金	20千円

(6) 口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集するし尿及び汚泥は、島内処理が不可能であり、屋久島クリーンセンターで処理する必要があるが、生活に必要な町民負担の均衡を図るとともに口永良部島における生活衛生の保持及び公共水域の環境保全に資するため、口永良部島から屋久島までのし尿輸送に係る経費を負担する。

【歳出】

口永良部島し尿収集運搬助成金	1,002千円
----------------	---------

(7) 廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行い、有価物として島外業者に売却する。

【歳入】

有価物売払収入（廃食用油）	225 千円
---------------	--------

【歳出】

消耗品等（回収タンク等）	248 千円
役務費（廃食用油輸送費）	185 千円
使用料及び賃借料（ユニック借上げ）	360 千円

（８）小型焼却炉管理事業

平成 24 年度に地域振興推進事業を活用し、旧宮之浦焼却場敷地内に設置した小型焼却炉において、山岳携帯トイレ等の処理に努める。

【歳出】

光熱水費（電気代）	178 千円
小型焼却炉作業業務委託	891 千円

（９）廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成する。

【歳入】

家電リサイクル離島対策事業協力金	2,961 千円
------------------	----------

【歳出】

家電リサイクル事務手数料	271 千円
家電リサイクル離島対策協力補助金 （エアコン 319 台 テレビ 362 台 冷凍冷蔵庫 329 台 洗濯機 336 台）	2,962 千円

（10）公害対策事業

屋久島電工株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定に基づき自主規制で取り組まれているが、その効果を検証するため、町内 3 箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査する。

【歳出】

硫黄酸化物測定業務委託	238 千円
-------------	--------

（11）海岸漂着物地域対策事業

本町は台風シーズンや冬の季節風の強い時期に大陸からの漂着ごみが多く、海岸における良好な景観及び環境の保全に悪影響を及ぼしているため、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金を導入し、重要海岸を定めて委託業者または各集落による回収・分別・運搬処理を実施する。

【歳入】

海岸漂着物地域対策事業（国費）	4,050 千円
-----------------	----------

【歳出】

事務費（普通旅費・消耗品費）	50 千円
通信運搬費（廃棄物輸送費）	330 千円
手数料（廃棄物処分費）	743 千円
海岸漂着物地域対策事業委託	3,800 千円

(12) 廃棄物減量等推進審議会の開催

ごみの減量化・リサイクルに取り組みやすい環境づくりの在り方について町長より諮問を受け、廃棄物減量等推進審議会を開催する。（委員 14 名）

引き続き今年度も拠点回収の見直しやリサイクル市の開催について審議を行う。

【歳出】

廃棄物減量等推進審議会委員報酬・費用弁償	196 千円
----------------------	--------

(13) 憩いの森フェンス設置

町民憩いの森に 2.4.5 トリクロロフェノキシ酢酸含有除草剤を埋設している箇所は、現在、ロープを設置して立ち入り禁止区域としているが、金網フェンスを設置して町民等が立ち入ることがないように適切に管理する。

【歳出】

工事材料費	484 千円
-------	--------

5 ごみ処理施設管理事業 4.2.2**『町民生活課』**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島クリーンサポートセンター）において一般廃棄物の処理及び再資源化を行う。生成された炭化物及び再資源化物（プラスチックビニール類・紙類）については、業者と協働して再資源化を行い、町内外での有効利用を推進する。

ごみ処理施設は、効率的で安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美化に努める。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行う。

小中学校や婦人会、老人クラブ等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、廃棄物の適正処理を円滑に進めると共に、施設の延命化に努める。

【歳入】

ごみ処理施設直接搬入手数料	734 千円
有価物売払収入	1,520 千円
自動販売機電気料	20 千円
遺失物拾得金	1 千円

【歳出】

普通旅費	400 千円
機械・機器等消耗品費	20,000 千円
光熱水費	69,600 千円
炭化炉・事務機器等修繕料	48,150 千円
燃料費	6,564 千円
通信運搬費	1,054 千円
手数料	1,563 千円
保険料	17 千円
委託料	188,125 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	235 千円
町有施設管理委託（屋久島クリーンサポートセンター）	131,656 千円
紙類・プラスチック類再資源化委託	3,800 千円
炭化物再資源化委託	19,800 千円
容器リサイクル法処理委託	117 千円
環境調査委託	3,900 千円
一般廃棄物分別業務委託	2,650 千円
飛灰処分委託	11,000 千円
廃蛍光管処分委託	957 千円
有償廃棄物再資源化委託	5,430 千円
磁性物・異物中間処理施設	8,580 千円
使用料及び賃借料	417 千円
車両借上料	42 千円
重機借上料	375 千円
備品購入費（フォークリフト）	4,500 千円
県下ごみ処理施設連絡協議会負担金	5 千円
公課費	46 千円

6 し尿処理施設管理事業 4.2.3

『町民生活課』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行う。

し尿処理施設は計画処理量 46 kl/日の膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、河川水と同程度の放流水の確保にも努めるなど環境に優しい取り組みを進めている中、同施設

は23年を経過し施設全般機器類等の耐用年数を超えている状況である。障害発生による施設停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図る。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努める。

【歳入】

し尿投入手数料	2,100千円
庁舎等使用料	78千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	10,835千円
共済費等（会計年度任用職員）	2,301千円
普通旅費	148千円
消耗品費（薬品等）	14,700千円
光熱水費	15,798千円
施設機械・機器修繕料	62,000千円
燃料費	6,031千円
通信運搬費	220千円
手数料	2,066千円
電気工作物保安管理委託	450千円
自動扉点検整備業務委託	600千円
受入貯留槽清掃業務委託	3,700千円
環境調査委託	1,500千円
焼却灰処分委託	5,000千円
車両借上料	14千円
県し尿処理施設協議会負担金	4千円

7 合併処理浄化槽設備費補助事業 4.2.4

『町民生活課』

町民の生活環境保全と公衆衛生の向上、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に、小型合併浄化槽の設置者に対して補助金を交付し、汚水処理普及を推進する。

令和2年度より、単独浄化槽から小型合併浄化槽へ転換する際の宅内配管工事費に対して上限10万円の補助を新設しており、今年度も引き続き単独浄化槽からの転換を促進して普及率の向上を図る。

設置数は62基（5人槽：新築25基、新築以外27基 7人槽：新築2基、新築以外3基 10人槽：新築2基、新築以外3基）うち単独浄化槽転換7基の補助を計画している。

補助金額

単位：千円

区分	人槽	補助金額	財源内訳			
			国	県	町	町上乘分
新 築	5人槽	423	166	0	166	91
	7人槽	502	207	0	207	88
	10人槽	647	274	0	274	99
新 築 以 外	5人槽	604	166	83	83	272
	7人槽	681	207	103.5	103.5	267
	10人槽	836	274	137	137	288
単独浄化槽撤去費		90	45	22.5	22.5	0
宅内配管工事費(単独槽転換)		100	50	25	25	0

【歳入】

浄化槽設置整備事業（国庫）	4,730千円
浄化槽設置整備事業（県費）	3,129千円

【歳出】

小型合併処理浄化槽設置費補助金	35,062千円
-----------------	----------

8 ごみ処理施設整備事業費 4.2.5

『町民生活課』

新たな廃棄物処理施設建設に向け、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画で示したスケジュール案に基づき取組みを進める。

今年度は、新たなごみ処理施設建設の入札を行うための発注者支援業務を昨年度に引き続き行うほか、建設地の造成工事及びマテリアル施設の設計業務委託を実施する。

また、事業者決定のための選定委員会を開催し、整備事業者の決定を行う。

【歳入】

ごみ処理施設整備事業（国庫）	10,000千円
----------------	----------

【歳出】

マテリアル施設設計業務委託	15,000千円
工事発注支援業務委託	6,500千円
ごみ処理施設建設地造成工事	10,000千円
建設事業者選定員会	534千円

【 産業振興課 】

本町の経済活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により、幅広く地域産業経済に大きな打撃を受けた。感染症収束が見通せない中、産業経済活動の本格的な回復には、時間を要すると考えており、コロナ禍の社会経済変化への対応をより重視した一歩先を見据えた対策の強化が必要である。感染症による本町産業経済への影響を最小限にとどめ、産業振興を成長軌道に乗せられる新たな戦略の方向性、労働生産性の高い産業を育むことへの位置づけ、講じる施策の強化・発展へ向け取り組む。

地域産業を推進するために、地域資源を十分に把握し最大限に活用するため、生産者や製造業者等関係機関が、共通課題を認識し連携して本町地域産業の総合力を高め、産業の振興に向けて地域力の強化と産地育成に取り組む。

(1) 農業費

本町の農業については、高齢化、担い手、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

後継者対策や遊休農地対策については、集落単位の農業の将来像に向けた話し合いや実質化された人・農地プランにより、更なる担い手への農地集積に取り組んでいる。また、多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っている。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業の更なる推進や、果樹苗木購入に対する補助を実施することで、樹園地の若返り化を図り、栽培面積の維持・拡大に努める。営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用によるぼんかん・たんかんの大苗育苗や、パッションフルーツの育苗に向けた取り組みを行う。また、果樹試験園については農業管理センター等と連携し、管理体制を整え、今後屋久島での新規就農者が参考となるようなたんかんの栽培試験圃場の整備や、新たな振興作物についての検討のため試験栽培を行う。

輸送支援費については、本年度も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の負担軽減を図り、農家所得の増進、農林水産業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用（担い手農家への農地集積・集約等）を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の面積拡大に取り組むとともに、焼酎加工用さつまいもの基腐病対策の検討や茶等のさらなる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向け取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。また、GAP への取り組みを推進する。

6次産業化への支援策として、直売や農産加工に取り組むための専門的な知識・技術、手法の習得等に必要な研修会等への参加希望者に対し一部補助を実施することで事業者のスキルア

ップを図る。青年農業者の確保に向け、農業次世代人材投資事業及び経営継承・発展支援事業や認定新規就農者制度を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めるとともに、発生時の防除を迅速に行うために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等、捕獲及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

防除対策として、サンテ、防鳥ネットの購入に対して補助を行い、被害の軽減を図る。

口永良部島ではヤギの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていることから、引き続き捕獲を実施する。

畜産については、現在セリ価格も高値で推移しているため、今後も子牛の商品性を高めるため両町営牧場を有効に活用し省力化を図る。また、飼料費等の経費が値上がりしていることから、経費節減に向けた経営指導を行い所得の向上に努める。

旭牧場については、町有繁殖牛を確保するために、優良雌牛を自家保留するとともに、母牛の計画的更新を図る。

子牛育成センターでは、引き続き農家の子牛（離乳後3ヶ月以降）を預かることにより、農家の労働力を軽減するとともに均一な子牛の生産に努め所得の向上を図る。

長峰牧場では、町有子牛、農家の妊娠牛を受け入れることで、農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努める。

飼料購入費削減と土地の利活用を図るため、採草地の適正管理を行い、自給飼料の確保に努める。

また、関係機関と連携し定期的な農家巡回を行うことで、飼養技術の向上に努めるとともに特別導入事業による貸し付けを行い、増頭を推進する。

養豚、採卵鶏については、生産・育成技術の向上や衛生対策の徹底等を図り、安定的な販売に努める。

・農業総務費（65,240千円）

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

・農業振興費（62,554千円）

原材料費（試験園苗木購入）	600千円
果樹試験園管理委託	960千円
農業管理センター負担金	6,000千円
産業祭補助	2,000千円
環境保全型農業直接支援対策事業補助金	2,367千円
輸送コスト支援事業補助金	30,800千円
備品購入費（大型トラクター・3tトラック）	13,300千円

・農地費（16,675千円）

多面的機能支払交付金	16,269千円
------------	----------

・農業後継者対策費（10,010千円）	
農業次世代人材投資資金	8,250千円
経営継承・発展等支援補助金	1,000千円
・特産品加工販売施設等管理経費（7,093千円）	
光熱水費	2,501千円
修繕料	3,001千円
備品購入費	500千円
・畜産費（15,456千円）	
人件費、各種協議会負担金他	
・町営牧場管理運営費（71,129千円）	
飼料費	27,132千円
手数料	8,464千円
備品購入費	4,500千円
・鳥獣被害対策費（42,631千円）	
鳥獣被害対策実践事業補助金（推進・緊急）	29,002千円
有害鳥獣捕獲対策事業補助金	12,024千円
有害鳥獣被害防除対策補助金	600千円
・特殊病虫害対策事業費（596千円）	

（2）林業費

林業については、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税を活用し、皆伐地の再造林のための**苗木生産補助**や、森林整備促進を図るための機器購入者へ一部補助等を行う。

また、間伐を促進するための所有者負担分の一部補助や島内産材の活用促進を目的とした住宅建設等に関する補助を行うことで、林業の振興を図る。**前年度に創設した**木育及び木材の普及啓発を目的とした新生児への木材製品贈呈事業を契機に、**更なる展開を目指し、幼児や小学生を対象とした「木育インストラクター」普及事業を実施することで**、島内における木育の推進及び島内外での更なる普及・販売促進を図る。

近年、間伐材等の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストがかかるため、森林所有者の収益が少ないのが現状である。海上輸送にコストがかかる離島においては、価格的に有利な販売先の確保やこれらに対応した生産・**出荷**体制の構築、島内での利益率を高める取り組み等、関係者間での情報共有が重要となる。

このため、間伐材等の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」等の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

更には、国の輸送支援事業を活用して輸送費用の補助を行うことで、林業振興を図る。

また、国との「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林が連携して間伐等の森林整備を進める。

近年、松くい虫による被害が蔓延している状況を踏まえ、**公益的機能の高い松林**については、松くい虫の被害を防止するため、薬剤の地上散布を実施し、その他の松については、**被害が拡**

散・拡大しないよう伐倒処理や焼却・埋設処理を実施する。

その他、地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう、引き続き指導・助言を行う。

・林業総務費（2,256千円）

施設管理経費、各種協議会負担金

・林業振興費（152,841千円）

松くい虫防除委託（地上散布・伐倒処理）	4,600千円※税対応
木材加工業務委託（新生児への木材製品贈呈事業）	1,600千円※税対応
森林づくり推進活動委託	630千円※税対応
機械機器リース料	629千円
森林整備促進事業補助金	8,510千円※税対応
島内産材需要拡大対策事業補助金	2,500千円※税対応
戦略産品輸送支援補助金	106,173千円
林業就業者研修補助金	200千円※税対応
屋久島地杉苗再興推進事業補助金	750千円※税対応
屋久島町木育推進事業補助金	900千円※税対応

（3）水産業費

水産業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化に加え、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いている。本町は、周辺海域に県有数の好漁場を有し、恵まれた海域条件にあるが、トビウオ、サバ漁等の地域を代表する水産物の水揚げ量の減少やサメの食害による漁業被害も深刻化している。このような状況の中、漁業の再生、振興を図ることを目的とした、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業の生産性の向上に関する取組みや漁場の再生に関する実践的な取組みへの支援、指導を行っていくほか、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、資源の回復と適切な管理、漁場の整備や栽培漁業等の推進を図っていく。また、特産の魚介類のブランド化を図るため、水産物の一元的な集出荷による体制の確立や、インターネットなどを活用した販路開拓に努めるほか、地産地消や魚食普及を目的としたイベント等の取組みを支援する。

国庫補助金等を活用し、若手漁業者の技術研修等に取り組み、後継者や新規就業者の育成・確保を図る。また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に取り組む。

トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町とあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において「九州あご文化推進委員会」を発足し、公式WEBサイトの立ち上げや福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行っている。今年度も4者連携し、更なるPR活動を実施していく。また、屋久島漁協との連携も更に強化し、地元水産物の情報発信や漁業振興大会（お魚祭りや料理教室等）を開催し、地元消費の拡大を図る。

・水産業総務費（1,114千円）

各種協議会負担金 他	
・水産業振興費 (19,842 千円)	
離島漁業再生支援交付金	11,128 千円
・漁港管理費 (1,434 千円)	
漁港施設維持管理経費、負担金等	

(4) 商工費

町内の経済活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受け、本年度についても復調の兆しは見えない。

産業振興課では、町内の商工業者支援のため、国のコロナウイルス対策交付金を活用した飲食店応援給付金事業や事業支援給付金事業、商工会と連携したプレミアム付き商品券事業を実施し、町内経済の活性化を図った。

本年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対して、商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等、従来の支援策に加え、国の交付金等を活用し、新たな支援事業に取り組んでいく。

また、様々な経営相談に対応するため、中小企業庁が各県に設置している鹿児島県よろず支援拠点による「よろず相談会」を実施しており、中小事業者の経営相談に対応する。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した雇用機会拡充事業については、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知と適切な執行管理を行う。

消費者対策については、情報化社会の進展による架空請求など様々な取引をめぐる消費者トラブルの未然防止に向け、第一線の相談窓口を担い、県消費生活センター、弁護士会、警察等と連携しながら降り組む。

・商工総務費 (64,693 千円)	
雇用機会拡充事業補助金	22,500 千円
商工会助成金	3,970 千円
商工業振興資金利子補給補助金	2,000 千円
商工業販路拡大助成金	500 千円
イベント運営費補助金	3,500 千円
商工業安定資金貸付金	3,000 千円
屋久杉加工協同組合運営資金貸付金	4,000 千円
・共同店舗施設管理費 (1,902 千円)	
光熱水費	205 千円
修繕料	926 千円
・特産品展示館管理費 (1,305 千円)	
光熱水費	684 千円
修繕料	400 千円

『観光まちづくり課』

(5) 労働諸費

失業者の生活の安定と早期就労を支援するため、月2回の資格認定業務を行い、受給者の資格認定業務求職申込の受付、求人票の整理を行い、早期就労を支援する。

雇用保険の受給資格取得（初回認定）については、ハローワークと連携し、受給資格取得業務をサポートする。

・労働諸費（18 千円）

『町民生活課』

【 建設課 】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 農業施設整備事業

農業の基盤である農道等の整備・維持補修に努める。

① 農業施設整備及び維持補修費

・取水施設整備工事（永田）	3,000千円
・農業水路等長寿命化・防災減災事業（一湊頭首工）	13,000千円
・農業水路等長寿命化・防災減災事業（中間頭首工）	7,000千円
・農業水路等長寿命化・防災減災事業業務委託（屋久島 GIS 地区）	7,000千円
・地図情報管理システム導入業務委託	2,000千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	2,191千円

② 県営事業負担金

・県営畑地帯総合整備事業負担金	16,538千円
・県営中山間地域総合整備事業負担金	24,915千円
・県営農地整備事業負担金	1,750千円
・県営水利施設整備事業負担金	9,188千円
・県営用排水施設整備事業負担金	9,300千円

2. 林道施設整備事業

林業の基盤である林道等の整備・維持補修に努める。

① 林業施設整備及び維持補修費

・県単林道工事（萩原線）	7,000千円
・県単林道萩原線測量設計業務委託	2,000千円
・林道整備工事（東部1号線）	9,000千円
・林道整備工事（大久保線）	9,000千円
・県単林道前嶽線測量設計業務委託	3,000千円
・治山事業測量設計業務委託（船行）	1,500千円
・林道屋久島北部線用地測量業務委託	2,000千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	1,631千円

3. 漁港施設整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港施設の機能保全と維持補修に努める。

① 水産基盤機能保全事業

- ・ 栗生漁港機能保全工事（西防波堤基礎矢板補修） 100,000千円

② 漁港の維持管理補修費

- ・ 緊急自然災害防止対策工事（吉田漁港・浚渫） 30,000千円
- ・ 緊急自然災害防止対策事業測量設計業務委託（吉田漁港・浚渫）
5,000千円
- ・ 機能保全計画策定業務委託（原・麦生・小瀬田・吉田漁港）
5,000千円
- ・ 海岸堤防等老朽化実施設計業務委託（栗生漁港） 8,000千円
- ・ 栗生漁港区域避難航路浚渫業務委託料 612千円
- ・ 維持補修費（修繕料、工事材料費） 1,641千円

③ 県営事業負担金

- ・ 農産漁村地域整備事業負担金（口永良部漁港） 7,225千円
- ・ 県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港） 500千円

4. 道路橋りょう施設整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

- ・ 鯛の川線道路改良工事 12,000千円
- ・ 鯛の川線測量設計業務委託 5,000千円
- ・ 中通線舗装補修工事 10,000千円
- ・ 中通線測量設計業務委託 5,000千円
- ・ 麦生循環2号線道路改良工事 5,000千円
- ・ 竹山線道路改良工事 10,500千円

② 道路メンテナンス事業

- ・ 湯川橋橋梁補修工事（宮之浦循環線） 10,000千円
- ・ 稚児見橋橋梁補修工事（一湊吉田線） 30,000千円
- ・ 天幸橋橋梁補修工事（白川線） 30,000千円
- ・ 向江橋橋梁補修工事（永田中央線） 10,000千円
- ・ 上札立橋橋梁補修工事（城ヶ平線） 10,000千円
- ・ 城之川橋橋梁補修設計業務委託（鳥越線） 5,000千円
- ・ 第5号橋橋梁補修設計業務委託（宮之浦循環線1号支線）
6,000千円

・ 橋梁長寿命化点検業務委託	15,000千円
③ 町道整備事業	
・ 集落内道路整備工事	5,000千円
・ 野平線道路整備工事	10,000千円
・ 野平線測量設計業務委託	8,000千円
・ 安房地区排水路整備工事	15,000千円
・ 長峰金五山線舗装整備工事	6,000千円
・ 湯泊長瀬戸線測量設計業務委託	5,000千円
・ 道路台帳補正業務委託	5,000千円
④ 地域振興推進事業	
・ 燈台線道路整備工事	10,000千円
⑤ 特定離島ふるさとおこし事業	
・ ロ永良部島カーブミラー設置工事	9,600千円
⑥ 公共施設等適正管理事業	
・ 恵比須通線舗装補修工事	6,000千円
・ 恵比須通線測量設計業務委託	4,000千円
⑦ 道路の施設整備及び維持補修費	
・ 町内危険箇所整備工事	5,000千円
・ 道路環境整備工事（荒川線・淀川線，だいすき基金）	15,000千円
・ 維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	14,619千円
⑧ 県営道路事業負担金	
・ 地方特定道路整備事業負担金 （白谷雲水峡線・屋久島公園安房線）	10,000千円

5. 河川施設整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川施設整備に努める。

① 河川整備事業	
・ 栗生地区河川整備工事	5,000千円
・ 緊急自然災害防止対策工事（第2深川・護岸改修）	25,000千円
・ 緊急自然災害防止対策事業測量設計業務委託（第2深川・江ノ川，改修）	10,000千円
・ 緊急自然災害防止対策工事（向江川・浚渫）	20,000千円

- ・緊急自然災害防止対策事業測量設計業務委託（向江川・浚渫）
5, 0 0 0 千円

② 河川の維持管理補修費

- ・水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川） 1, 1 7 3 千円
- ・維持補修費（修繕料、重機借上料） 2, 2 0 5 千円

③ 県営事業負担金

- ・県単砂防事業負担金（土面川） 1, 5 0 0 千円

6. 港湾施設整備事業

港湾施設の機能保全と維持補修に努める。また、海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、経済の活性化を図る。

① 港湾の施設整備及び維持補修費

- ・緊急自然災害防止対策事業測量設計業務委託（楠川港・護岸改修）
5, 0 0 0 千円
- ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 1, 1 4 0 千円

② 県営事業負担金

- ・防災安全社会資本整備交付金事業負担金（宮之浦港・安房港）
3 2, 9 0 0 千円
- ・県単港湾整備事業負担金（宮之浦港・安房港） 1, 3 7 2 千円

7. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

① 都市計画関連施設整備及び維持管理費

- ・宮之浦街路灯整備工事 7, 0 0 0 千円
- ・清掃委託料（安房墓地公園） 3 3 0 千円
- ・デジタルオルソ画像共同更新事業負担金（都市計画図） 3 0, 0 0 0 千円

② 県営事業負担金

- ・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区） 2, 0 0 0 千円

8. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進する。

① 危険家屋解体撤去補助事業

- ・危険家屋解体撤去補助金 2, 1 0 0 千円

9. 町営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で町営住宅を提供し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。また、住宅及び敷地内の安全・衛生管理（犬・猫等の飼育禁止、騒音禁止など）について入居者への周知徹底を図ると共に、家賃の長期滞納者に対しては、住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の支払いを求め法的措置を行う。

① 町営住宅管理事業

・栗生団地外壁改修工事	12,000千円
・西団地外壁改修工事	9,000千円
・第2若宮団地解体工事	7,920千円
・委託料（消防設備点検、貯水槽清掃、シロアリ駆除他）	2,855千円
・維持補修費（修繕料、工事材料費）	11,400千円

【 地域住民課 】

地域住民課は、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、口永良部島の6出張所で組織しており、各課の業務の取次（証明、申請、受付、収納等）を行う総合窓口として地域に根差した行政サービスを行う。さらに各関係課と連携を図りながら、関係法令に基づき、適正かつ丁寧で迅速な対応に努める。

地域間交流の拠点である屋久島離島開発総合センター（宮之浦）及び屋久島町総合センター（安房）の維持管理に努め、展示や舞台発表など各種発表の場として活用を図る。また、町民が安心安全に利用できるよう計画的に補修等を行う。

令和4年度の本課にかかる歳入・歳出は次のとおりである。

『町民生活課』

【歳入】 歳入計 915 千円

総務手数料

13. 1. 1	1. 001	総合センター使用料	240 千円
	3. 003	行政財産占有料	528 千円
13. 2. 1	3. 004	船員法事務手数料	1 千円
雑入			
20. 5. 2	1. 007	社会保険料	22 千円
	1. 019	電話使用料	2 千円
	1. 023	コピー複写代	122 千円

【歳出】 歳出計 118,983 千円

2. 1. 8	宮之浦出張所費		85,062 千円
	※地域住民課職員の職員人件費関係は、この目で支出		
2. 1. 9	尾之間出張所費		8,752 千円
2. 1. 10	安房出張所費		741 千円
2. 1. 11	栗生出張所費		196 千円
2. 1. 12	永田出張所費		2,730 千円
2. 1. 13	口永良部島出張所費		1,079 千円
2. 1. 16	総合センター管理費		20,423 千円
	※離島開発総合センター事業		(7,985 千円)
	※安房総合センター事業		(12,438 千円)

【 会 計 課 】

事務の概要については、予算の調製及び執行、財産の取得・管理及び処分等の事務は町長が処理し、現金・物品等の出納及び保管、並びに決算の調製等の事務は会計管理者が処理することになっている。

これは、予算執行等の事務とこれに伴う現金及び物品等の出納・保管管理事務を分離し町長と会計管理者が相互に牽制をしつつ一定の秩序をもってその機能を果たすことにより会計事務の公正を確保しようとするものである。

今後も町の財政及び事務事業の健全化及び効率化に資するよう努めていく。

1 会計事務について

- ・現金の出納及び保管
- ・現金の記録・管理
- ・支出負担行為及び支出
- ・決算を調製して町長に提出

2 指定金融機関及び収納代理金融機関について

- ・指定金融機関 種子屋久農業協同組合
- ・収納代理金融機関 株式会社 鹿児島銀行
株式会社 南日本銀行
株式会社 ゆうちょ銀行
九州信用漁業協同組合連合会

3 資金管理について

健全な財政運営を図るためには事前の資金管理が必要である。

そのために、毎月月末までに翌月の歳入歳出計画予定表を各課・事務局より提出させ資金の把握に努めている。概ね 100 万円を超える金額を報告し資金の管理に努めている。

4 例月出納検査について

地方自治法に基づき毎月（原則 10 日）実施する。

検査の方法は通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性や効率化の検証を行うため伝票の審査を実施する。

【 議会事務局 】

議会事務局は、地方自治法第 138 条第 2 項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の権能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議規則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議会議長会との連携を図り運営する。

令和 4 年度の事業計画は、例年どおり、定例会及び臨時会の開会、常任委員会及び特別委員会の運営等の他、郡議長会研修、議員大会等への参加を予定している。

また、より住民要望を反映する議会機能の活性化に向け、町民及び各種団体との意見交換会の実施、議会だよりの発行等充実を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会・臨時会の開催

屋久島町議会の定例会の回数を定める条例及び屋久島町議会の定例会の期月を定める規則により、3月、6月、9月及び12月の計4回の定例会を開催する。

議会事務局においては、主に、議事日程作成等運営に係る事務、一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、委員会審査にかかる諸事務処理を行う。

臨時会は、必要があるとき、特定の事件に限り、その事件を審議するために招集される議会である。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 377 千円

(2) 議会運営委員会の開催

議会の円滑かつ効率的な運営のために置かれる委員会であり、定例会においては開会5日前までに、臨時会においては必要に応じて開会前までに議会運営委員会を開催する。委員定数は7名。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 39 千円

(3) 常任委員会について

本議会は委員会主義を採用しており、その部門に属する事務の調査及び議案、請願陳情等の審査を行うため、総務文教常任委員会(定数8名)、と産業厚生常任委員会(定数8名)のいずれかの委員会に議員が所属している。

●主な支出（費用弁償） 各常任委員会所管事務調査 1,600 千円
 □永良部島現地調査 40 千円
 (使用料及び賃借料) 船舶借上料 160 千円
 (普通旅費：事務局分) 各常任委員会所管事務調査 200 千円
 □永良部島現地調査 5 千円

(4) 特別委員会について

前年度の各会計歳入歳出決算が議会に提出された時には、その認定審査を行うため「決算審査特別委員会」(定数8名)を設置する。

また、令和3年度に「屋久島町交通対策調査特別委員会」(8名)及び「屋久島町の

交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会」(7名)を設置し、県などの関係機関や運輸業者との意見交換など、令和4年度も継続して調査研究を行う。

●主な支出(費用弁償) 決算審査特別委員会(口永良部島現地調査)	104千円
交通対策調査特別委員会	537千円
(通信運搬費) 車両航送代(決算審査口永良部島調査)	32千円
(普通旅費:事務局分) 決算審査特別委員会(口永良部島)	13千円

(5) 広報委員会について

議会広報委員会は、議会の公開原則及び議員活動を周知するために、議員により設置された委員会(定数4名)であり、定例会ごとに「屋久島町議会だより」を年4回発行している。

なお、委員会運営に要する費用等は議員の会費により賄われているが、議会だよりの印刷製本については、ページの単価による見積りによる随意契約を行い支出する。

また、広報委員は県の議長会主催の広報研修会に参加し、製作等に関する技術を学ぶものとしている。

●主な支出(印刷製本費) 議会だより発行×4回	1,100千円
(費用弁償) 議会広報研修会	120千円

(6) 全員協議会の開催

全員協議会では、円滑な議会運営のための意見調整のほか、議会に事件提案される前に議会の意向を町政に反映させるための協議、また、事務事業等の進捗状況等の情報共有を図るために開催する。費用についてはできるだけ他の会議と併せて開催し、支出の節減を図っている。

●主な支出(費用弁償) 出会旅費	86千円
------------------	------

(7) 議会活動に関する費用

議員報酬については、毎月22日を基準に支給する。なお、議員共済組合負担金については、負担金率が前年度より1.4%減少したことから、618千円の減額となっている。

●主な支出(報酬)	45,252千円
(議員期末手当)	13,689千円
(議員共済組合負担金)	14,460千円

2 鹿児島県町村議会議長会について

鹿児島県町村議会議長会は、県下24町村議会で組織し、事務局を自治会館内に置き、議員を対象にした研修会の企画、議会事務処理の適正化を確保するための調査研究、町村の懸案事項解決に向けた政務事務、町村議会議員共済・県市町村総合事務組合業務のうち市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度の事務を行っている。本町事務局は、本会の会員として議会活動の活性化のための研修会等への参加や各種調査の対応、議員の福祉の充実のために連携を図っている。

なお、共済事務については全国会が一元化して行っている。

●主な支出(負担金・補助及び交付金)	
県町村議長会負担金	1,226千円

県離島振興議長会負担金	50 千円
全国離島振興議長会負担金	50 千円
(費用弁償)	
全国議長会・離島議長会関係	140 千円
議員研修会他	1,611 千円
(普通旅費：事務局分)	
県議長会・離島議長会関係	170 千円
事務局長研修	30 千円
一般職員研修	30 千円

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡町議会議長会は熊毛郡内3町議会の連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

●主な支出（負担金・補助及び交付金）郡議長会負担金	30 千円
(費用弁償) 郡議長会定期・臨時総会	72 千円
(普通旅費：事務局分) 郡議長会定期・臨時総会	60 千円
事務局職員研修	90 千円

4 種子島屋久島議会議員大会

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するために開催している。また、大会で採択された事項については、県の関係機関や県議会に対しての要望活動を実施する。

過去4年間は悪天候や新型コロナの影響で開催できていない。

なお、令和4年度は南種子町での開催予定である。

●主な支出（費用弁償）種子屋久議員大会	367 千円
要望活動	30 千円
(普通旅費：事務局分) 種子屋久議員大会	69 千円
要望活動	30 千円

5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の音声データ反訳及び50部の印刷製本を委託する。契約相手については、1時間あたりの単価による競争見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、音声認識システムによる変換及び事務局職員による修正によって作成し、各常任委員長の確認の上、事務局において保管する。

●主な支出（委託料）議事録作成委託	799 千円
-------------------	--------

6 議長及び議会選出議員の公務費用

上記のほか、県政説明会、熊毛地区消防組合議会、熊毛植樹祭などへ必要に応じて出

席する。

●主な支出（費用弁償） 県政説明会ほか	272 千円
（交際費）	33 千円

7 議会報告会（町民との意見交換会）の開催について

議会は、議会報告会を開催し、町民に対し議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るよう努める。

●主な支出（費用弁償） 屋久島内(8か所)	40 千円
□永良部島（1か所）	60 千円
（会場使用料）9か所分	21 千円
（普通旅費：事務局分） □永良部島	13 千円

8 議場及び委員会室の音響・映像機器について

新庁舎における議会・委員会の実施にあたり整備した音響・映像機器について、保守点検等を実施する。

また、令和4年度から本格的に議会の動画配信（ユーチューブチャンネル）に取り組む。

●主な支出（委託料） 議場・委員会室機器保守委託	1,265 千円
音声認識システム利用料	1,056 千円

【 選挙管理委員会 】

選挙の適切な管理執行を基本とし、以下のとおり計画している。

1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、10,359千円を予算計上している。

- (1) 定例会の開催（毎月1回）

委員報酬	委員長	月額44,600円
	委員（3名）	月額31,600円
- (2) 臨時会の開催（選挙時等必要に応じて開催）
- (3) 選挙人名簿の定時登録事務 年4回（6月・9月・12月・3月）
- (4) 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙ごと）
- (5) 検察審査員候補者の選定事務 毎年1回（9月）
- (6) 裁判員候補者の選定事務 毎年1回（9月）
- (7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会（5月開催予定）、選管連熊毛支会委員・職員研修会（2月開催予定：西之表市）
- (8) その他報告関係事務等

2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、607千円を予算計上している。

- (1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催（4月開催予定）
- (2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5月開催予定：鹿児島市）
- (3) 明推協熊毛支会指導者研修会への参加（11月開催予定：南種子町）
- (4) 選挙啓発活動

常時啓発活動として、屋久島高校（3年生は18歳新有権者）を対象とした出前授業を始め、中学校生徒会役員選挙（10月予定）に投票記載台と投票箱を貸し出し、併せて屋久島町明るい選挙推進協議会委員が立会指導を行うなど、コロナウイルスの感染状況等を考慮しながら、若年層への選挙啓発を実施予定

その他、選挙時啓発活動として、啓発ビラ配りを実施予定
- (5) 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1月実施予定）

3 参議院議員通常選挙

執行経費として、11,014千円を予算計上している。

任期満了により7月に選挙執行予定

4 鹿児島県議会議員選挙

執行経費として1,777千円を予算計上している。

任期満了により令和5年4月に選挙執行予定

令和5年3月31日告示・4月9日投開票予定につき、投開票費用等は次年度予算計上

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測される状況であり、その状況の健全化を図るためには、歳入面にあつては、確実な自主財源の確保、歳出面にあつては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組を促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうか特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

1 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、令和元年12月26日から3期目の任期に入っている（1期4年）。議会議員から選出される監査委員は、令和3年10月1日に選出されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監査委員	令和元年12月26日～令和5年12月25日
議選監査委員	令和3年10月1日～令和7年9月30日

●主な支出（監査委員報酬）×2名 1,317千円

6 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されているが、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口ともなっている。当協議会が実施する調査の協力及び総会・研修会に参加する。

- (1) 令和3年度監査活動に関する調査
- (2) 監査委員・補助職員研修会の参加
令和4年7月開催予定
- (3) 定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加
令和5年2月開催予定

●主な支出（費用弁償）	県監査協議会研修会	120千円
	（負担金） 県監査協議会	63千円
	（普通旅費：事務局分） 県監査協議会研修会	60千円

7 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されているが、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっている。

- (1) 定期総会
令和4年7月開催予定（県研修会に併せて開催）
- (2) 研修会
年1回開催予定

●主な支出（費用弁償）	郡監査協議会研修会	60千円
	（負担金） 郡監査協議会	20千円
	（普通旅費：事務局分） 郡監査協議会研修会	30千円

【 農業委員会 】

農業委員会組織は、「農業委員会等に関する法律」の改正を踏まえ、従来からの法令業務に加えて、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」のための取組と、目に見える成果が求められている。

更に、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴い、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けて、農業委員会に対して「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合い」等、農地利用の最適化の取組の明確化・重点化が求められている。

また、令和2年7月に農業委員会委員等の改選で新体制移行3期目を迎えたことから、これまで以上に農業委員及び農地利用最適化推進員の適切な役割分担と活動実績が求められている。

よって、本会ではこうした情勢を踏まえ、農業委員会活動の実践と農地行政の適正執行に取り組むため、以下のとおり積極的な事業推進を図っていく。

1. 農地等の利用の最適化の推進活動の展開

(農地等の利用の最適化の推進)

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、以下の「現場活動」を展開する。

- ① 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検～農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動の展開～に基づく農家へのアンケート調査の実施、戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせんを進める。
- ② 農地の出し手に対する「農地中間管理事業」の活用促進
- ③ 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施
- ④ 農地のあっせんや、農地所有者等との調整活動を通じて、既存の担い手だけでなく、新規就農者や企業等の参入支援を図っていく。

(相続農地への対応)

- ① 後継者の不在村等による原因から「所有者不明の農地」が多数見受けられる。そのため、農地が相続後も未登記のまま放置されており、真正な土地所有者が確認できなければ利用権設定も困難な状況にもなることから、町長部局と連携し、積極的に相続登記を勧め、所有者不明農地の未然防止に取り組む。
- ② 相続人において管理が困難なこと等により、農地の相続放棄を選択されるケースも生じているため、相続放棄は遊休農地となる恐れもあり、周辺農業への悪影響も懸念される。相続人への選択肢として「相続したうえでの貸借」による農地保全などの助言・提案を進めていく。

2. 法令業務の適正執行

(法令業務の適正推進)

- ① 農地法3条、4条、5条（農地の売買、貸借、転用関係）、基盤法に基づく利用権設定など、法令業務を適正に執行する。（総会審議の透明性を図るため、議事録の作成及び公

表を行う。)

- ② 無秩序な農地の転用を防ぎ、有料農地の確保・有効利用を図るため、無断転用の防止、是正を目的とした農地パトロールの強化を図る。

3. 農業者年金制度の普及・定着への対応

農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定を図り、また、掛金が税の控除対象となることから、担い手経営安定対策の一つとして位置付けられるため、引き続き制度の普及・定着に取り組む。

4. 農政・研修活動の実施

地域の農業の発展及び行動する農業委員会づくりのために、農政活動及び研修活動の充実に努める。

- ① 関係機関及び団体との連携強化
農作業労働賃金等に関する調査

【 教育総務課 】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育を初めとする教育活動を両立しながら、今後起こり得る新たな感染症への備えを講じる。

教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう、引き続き自己研鑽に努める。

学校教育においては、「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、「自分のふるさとを大切にし、ふるさとで生きる子供」，「知識だけではなく知恵を身に付けた子供」，「人権感覚と自尊感情を持った子供」，「危機管理ができる子供」，「人生設計ができる子供」を育て、発達段階に応じた選択や判断ができ、持続可能な社会の創り手となる人づくりに努める。

新学習指導要領の着実な実施に努め、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」，「思考力・判断力・表現力等」，「学びに向かう力」を育む。

また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型E S D（持続発展教育）」を継続しながらSDGs目標等に発展させる取組を進め、さらに子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策や不登校対策を強化する。

そのため、各種研修会を実施し教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域とともにある活力ある学校づくりを推進する。学校づくりには、引き続き学校における働き方改革を進め、安全・安心な学習環境づくりに努め、老朽化した学校施設機能の改善や長寿命化を図る。また、国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進める。

学校給食においては、安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払いながら、心身ともに成長発達段階にある子供たちに栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進体位の向上を図るとともに食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い、心豊かな学校生活と食育の推進を図る。

主な事務事業は次のとおり。

1 教育委員会費（予算額 2,068千円）

定例並びに臨時教育委員会において、本町教育行政の諸計画・施策等の策定、関係機関施設の管理運営等についての議決をはじめ、当面する教育課題等についての協議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った町長部局との連携により教育行政の充実を図る。

さらに学校経営説明会及び報告会を開催し、学校長から直接学校経営や概況について説明を受け、学校の経営状況等を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、研修会等へ積極的に参加し、教育委員としての資質の向上を図る。

・教育委員報酬	1,517千円
・委員会費用弁償及び旅費	551千円

2 事務局費（予算額 108,406千円）

(1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を年5回開催する。

- ・事業費【歳出】 250千円（報酬98千円・費用弁償152千円）

(2) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かでたくましい人間の育成を図る。

- ・事業費【歳出】 3,200千円（補助金）
 - ・派遣人員 中学生・高校生 5名以内

(3) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダー配置事業）

スクールガードリーダーを北部地区1名、南部地区1名を配置し、子どもの登下校時や学校等の巡回による防犯対策を行う。また、スクールガード（安全ボランティア）との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

- ・事業費【歳入】 252千円（県補助金 地域ぐるみ学校安全体制推進事業）
【歳出】 379千円（報償費）

(4) スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣

SCは、学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。SSWは、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関等との連携強化を図る。

- ・事業費【歳出】 913千円（報償費700千円・費用弁償213千円）

(5) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

- ・事業費【歳出】 74千円（報酬49千円・費用弁償25千円）

(6) 小中学校情報教育環境整備（教職員校務用端末機）

学校教職員の業務の効率化を図るため、全校全教職員用の校務用端末機器を整備する。

- ・事業費【歳出】 5,336千円（使用料及び賃借料）

(7) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されない場合に備え、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

- ・事業費【歳出】 4,277千円（報酬他人件費）

(8) 学校遊具の撤去

児童が安全な学校生活をすごせるよう、小学校の危険遊具について撤去を行う。

- ・事業費【歳出】 1,200千円（役務費）

3 教育振興経費（予算額 211,054千円）

(1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を任用し、小学校英語教科に対応し国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・事業費【歳出】 6,301千円（2人報酬5,064千円・共済費1,018千円・費用弁償219千円）
796千円（ALT公用車経費170千円・国際化協会負担金626千円）

(2) 学校用務員の配置

学校の環境の整備ならびにその他学校が必要な用務に従事する学校用務員12名を配置する。

- ・事業費【歳出】 21,533千円（9人 報酬13,255千円・手当等2,708千円・共済費4,884千円
費用弁償686千円）

12,726千円（3人 公共施設管理公社委託料）

(3) 特別支援教育支援事業

小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒（広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童生徒）に対して、学校生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、12校2施設に合計25名（内1名は中種子養護学校高等部屋久島支援室、施設は北部及び南部教育支援センター）の支援員を配置する。

・事業費【歳出】 32,800千円（報酬25,427千円・手当等5,143千円・共済費398千円・費用弁償1,832千円）

・配置校等 宮浦小・一湊小・永田小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小
中央中・岳南中・安房中・中種子養護学校高等部・北部及び南部教育支援センター

(4) 学校司書補の配置

学校図書等の整理、児童生徒への対応、図書室環境整備、利用統計、読書啓発活動等の学習支援のため、学校司書補4名を配置する。

・事業費【歳出】 9,696千円（報酬5,797千円・手当等1,232千円・共済費2,055千円・費用弁償612千円）

(5) 部活動指導員派遣事業

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を3中学校の4運動部活動に派遣し、競技の技術向上を図り、運動部活動を支援するとともに、教員の負担軽減に繋げる。

・事業費【歳入】 1,693千円（県補助金 部活動指導員派遣推進費）
【歳出】 2,548千円（報償費2,540千円・役務費8千円）

(6) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断・児童生徒耳鼻咽喉科検診事業

学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及びストレスチェックや児童生徒の検診を実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

・事業費【歳出】 2,502千円（消耗品費300千円・役務費629千円・委託料1,573千円）

(7) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、スクールバス等の運行に必要な事業を実施する。

・事業費【歳入】 6,301千円（高校通学バス分担金）
【歳出】 99,600千円

・南部小中学校通学バス委託料 34,000千円
・北部小中学校通学バス委託料 30,500千円
・屋久島高校通学バス委託料 35,100千円

(8) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

・事業費【歳出】 1,500千円（バス車両借上料）

(9) 山海留学事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小（かめんこ留学）、栗生小（まんてん留学）、八幡小（じょうもん留学）、一湊小（黒潮留学）、金岳小中（南海ひょうたん島留学）において山海留学事業を実施する。

・事業費【歳入】 1,560千円（国補助金 離島活性化交付金）
3,140千円（県補助金 特定離島ふるさとおこし推進事業費）

【歳出】 11,908千円

・南海ひょうたん島留学委託料 3,840千円

・かめんこ留学委託料	960千円
・まんてん留学委託料	480千円
・じょうもん留学委託料	2,400千円
・屋久島黒潮留学委託料	2,160千円
・山海留学実施委員会運営委託料	1,000千円（5地区）
・その他山海留学事務費	1,068千円（報償費・旅費・需用費・印刷製本費・役務費）

(10) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、保護者の定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳出】 1,391千円(扶助費)

(11) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

- ・事業費【歳出】 250千円（印刷製本費100千円・推進事業費2校60千円・研究指定校補助3校90千円）

(12) 統合型校務支援システム運用事業

令和2年度校務支援システムの導入により、教職員に係る事務負担を軽減し、働き方改革の推進に努め、さらに教育委員会及び各学校間の連携充実を図る。

- ・事業費【歳出】 660千円（保守業務委託料）

(13) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない金岳中学校卒業者の高校進学（2名）に対する保護者の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 605千円（国補助金 離島高校生修学支援費）
- 【歳出】 1,212千円（補助金）

(14) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、北部・南部地区にそれぞれ1箇所教育支援センターを設置し、児童・生徒の自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

- ・事業費【歳出】 457千円（人件費を除く維持経費）

(15) 学校災害共済事業

全児童生徒等が学校管理下での不慮の事故等による怪我や疾病に備え、災害共済給付制度に加入する。

- ・事業費【歳入】 1,658千円（保護者負担金458千円・スポーツ振興センター給付金1,200千円）
- 【歳出】 2,182千円（スポーツ振興センター負担金982千円・保護者給付費1,200千円）

4 教職員住宅事業費（予算額 4,758千円）

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、危険教職員住宅の解体撤去工事を年次的に行う。

- ・事業費【歳入】 4,758千円（教職員住宅貸付収入）
- 【歳出】 4,758千円
- ・修繕料 4,000千円

5 小学校学校管理費（学校配分予算額 19,282千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

6 小学校学校管理費（事務局費予算額 71,924千円）

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学するための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費 241千円（報償費186千円・費用弁償15千円・消耗品費40千円）

(2) 児童各健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費【歳入】 65千円（国補助金 心臓検診費）

【歳出】 2,178千円

・学校医、歯科医、薬剤師報酬	1,751千円
・眼科検診医師謝金	28千円
・心臓検診、尿検査委託料	399千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費【歳入】 37,187千円

・教材、備品購入費	6,937千円
・施設修繕費	4,500千円
・永田小講堂解体工事	14,000千円
・小学校洋式トイレ改修工事（8基）	2,000千円
・栗生小プールブロック塀改修工事	8,000千円
・安房小普通教室エアコン設置工事	1,100千円
・特別支援教室等エアコン購入費	650千円

7 小学校教育振興費（学校配分予算額 2,200千円）

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

・特別支援学級設置校 宮浦小・一湊小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小

8 小学校教育振興費（事務局費予算額 28,780千円）

(1) 遠距離通学支援

遠距離通学をしている栗生小児童の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳入】 484千円（役務費）

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費【歳入】 525千円（国補助金 特別支援就学奨励費）

【歳出】 11,920千円

・学用品費等	2,494千円
・医療費	300千円
・学校給食費	6,653千円
・特別支援教育	1,052千円
・校外活動費	81千円
・令和4年度新入学予定者学用品費	1,340千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費【歳入】 1,069千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）

【歳出】 3,789千円

(4) 小中学校情報教育環境整備

小学校の情報教育のための児童用パソコン機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 10,024千円

9 中学校学校管理費（学校配分予算額 10,446千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

10 中学校学校管理費（事務局費予算額 154,391千円）

(1) 生徒各健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

- ・事業費【歳入】 59千円（国補助金 心臓検診費）
- 【歳出】 1,153千円
- ・学校医・歯科医・薬剤師報酬 847千円
- ・心臓検診、尿検査委託料 306千円

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

- ・事業費 5,763千円
- ・教材・備品購入費 3,913千円
- ・施設修繕費 1,350千円
- ・中学校洋式トイレ改修工事（2基） 500千円

(3) 岳南中学校大規模改造工事

学校施設環境改善交付金を活用し、経年劣化等により老朽化が著しい岳南中学校校舎の大規模改修を実施する。

- ・事業費【歳入】 41,979千円（国補助金 公立学校施設整備費）
- 【歳出】 134,000千円（工事請負費）

11 中学校教育振興費（学校配分予算額 1,141千円）

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに、相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

- ・特別支援学級設置校 中央中・岳南中・安房中

12 中学校教育振興費（事務局費予算額 25,822千円）

(1) 遠距離通学支援

教育支援センターに通所している生徒の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

- ・事業費【歳出】 110千円（役務費）

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

- ・事業費【歳入】 124千円（国補助金 特別支援就学奨励費）
- 【歳出】 7,991千円
- ・学用品費等 2,017千円
- ・医療費 300千円
- ・学校給食費 3,518千円
- ・特別支援教育 199千円
- ・校外活動費 98千円
- ・体育実技用具費 105千円
- ・令和4年度新入学予定者学用品費 1,754千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常の生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 952千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）
- 【歳出】 5,406千円

(4) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

- ・事業費【歳出】 3,732千円
 - ・中学校体育連盟補助 1,000千円
 - ・県体等出場補助 2,732千円

(5) 小中学校情報教育環境整備

中学校の情報教育のための生徒用パソコン機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 7,494千円

13 幼稚園費（予算額 19,513千円）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、預かり保育を実施し、保護者の就労、子育てを支援する。

- ・事業費【歳入】 450千円（預かり保育料）
- 【歳出】 2,356千円
 - ・学校歯科医，薬剤師報酬 146千円
 - ・園児預かり保育指導員報酬 407千円
 - ・教材，管理備品購入費 90千円
 - ・幼児教育無償化副食費免除負担金 423千円
 - ・管理費（人件費を除く） 1,290千円

14 学校給食費（予算額 130,703千円）

(1) 給食実施体制

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努め、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じない体制を整備する。

また、金岳小中学校共同調理場の体制整備のため、会計年度任用職員の栄養士を配置する。（常勤地は学校給食センター）

- ・事業費【歳出】 73,591千円
 - ・給食調理業務人員等の配置 60,865千円
学校給食センター13人，東部調理場6人，西部調理場3人，金岳調理場4人
（各調理場調理員，事務兼配送員，臨時・代替等含む）
 - ・調理業務委託 12,726千円
屋久公共施設等振興管理公社（東部調理場2人・西部調理場2人）

(2) 学校給食運営委員会等の開催

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行う。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努める。

- ・事業費【歳出】 107千円
 - ・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回
 - ・学校給食担当者会（学期ごとに開催）年3回
 - ・給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回

(3) 献立及び調理【学校給食事業の維持経費等】

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信する。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努める。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部調理場の献立に合わせたパンの提供に努める。

・事業費【歳入】	1,100千円	(パン米飯加工収入)
【歳出】	23,125千円	
・給食センター	12,756千円	
・東部調理場	4,668千円	
・西部調理場	4,004千円	
・金岳調理場	1,697千円	

(4) 衛生管理

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努める。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努める。

・事業費【歳出】	2,436千円	
・給食センター関係衛生研修会等	152千円	
・便細菌検査(検便)毎月2回実施	461千円	
・調理従事者健康診断(年1回)	98千円	
・衛生保守管理業務委託	1,725千円	
細菌検査年11回及び定期防除年3回		

(5) 給食費補助金

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費に対して補助を行い、保護者の給食費の負担軽減に努める。

・事業費【歳出】	15,991千円	
・補助単価	小学生一人あたり月額1,350円、中学生一人あたり月額1,600円	
給食費月額	小学生 4,500円、中学生 5,500円	
保護者負担額	小学生 3,150円、中学生 3,900円	

(6) 児童生徒の食に関する指導推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努める。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取組みを行い、献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努める。

(7) 施設・設備等の整備

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図る。

・事業費【歳出】	14,040千円	
・4調理場食器類更新経費(消耗品費)	1,100千円	
・給食センター給食配送車購入(軽トラ)	2,000千円	
・東部調理場給食配送車購入費(2t車)	6,800千円	
・東部調理場冷蔵庫・コンテナ購入費	1,760千円	
・西部調理場立体炊飯器購入費	800千円	

- ・給食センター備品購入費 1,000千円
- ・西部調理場備品購入費 580千円

(8) 地産地消の取組

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進と地産地消に取り組む。

【 社会教育課 】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりで満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育を初めとする各教育活動を両立しながら、今後起こり得る新たな感染症への備えを講じる。

社会教育においては、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また繋がりや支え合いなど、豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し、学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持など生涯学習基盤づくりに努める。

町立図書館の図書館システムの本格運用を再契機として、町民の読書意欲の向上に繋げるとともに図書館の生涯学習拠点化を継続して進める。また、体験を主とした青少年団体の活動、成人団体や文化団体の自主的活動、各地域における特色ある公民館活動等は、それぞれの課題点も見出ししながら情報提供等に務め好事例活動として町内に拡充し、健康づくりや生涯スポーツの観点から各種スポーツ・レクリエーション活動の推進に努める。

特にスポーツ・レクリエーション事業及び文化事業では、2カ年に渡り中止を余儀なくされた各種大会等の実施を切望し、町民活躍の場、町民融和の場、町民が楽しめる場の再開やその支援に取り組む。

文化財事業では、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理に務め、町民の関心に応える活用のための事業を進める。また、埋蔵文化財を初めとする開発事業等との協議や調査など年次的な取組によりその調整を図る。

令和5年に延期した特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体OWS競技」はいよいよ1年前となり、今後2カ年に渡り日本水泳連盟・鹿児島県・鹿児島市・町内協力団体との多くの連携や調整が必要となる。感染症に対応した大会を成功に導くため、事務局体制の再整備と大会実施体制の再構築を行い、令和元年度の課題を踏まえた上で、前進への意欲を維持し、開催地としての機運を高める。

1 社会教育総務費（予算額 57,545千円）

(1) 社会教育諸条件の整備，充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

・事業費 3,342千円

- ・社会教育指導員の配置 (給料 1,781千円, 手当等 577千円, 共済費 480千円)
- ・社会教育委員会議の開催 (報酬 98千円, 費用弁償 26千円)
- ・社会教育委員の県・地区研修会への参加 (費用弁償 82千円)
- ・青少年育成町民会議及び青少年問題協議会の開催 (報酬 187千円, 費用弁償 44千円)
- ・社会教育関係職員の研修 (旅費 67千円)
- ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実

(2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取組み、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会づくりをめざす。

・事業費 189千円

- ・町人権教育研修会の開催 (謝金 30千円, 費用弁償 45千円)

- ・地区人権教育ブロック別指導者研修会の開催
- ・人権教育指導者の育成，資質向上とその活用【地域，学校等】 (費用弁償 41千円)
- ・社会教育職員の研修 (旅費 73千円)
- ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級，成人学級等】
- ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】

2 生涯学習推進費（予算額 806千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなどし，家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め，生涯学習の基盤づくりを進める。

- ・事業費 806千円
 - ・生涯学習講座【3講座】の開設 (謝金 90千円，消耗品費 15千円)
 - ・社会教育関係団体指導者研修（子ども会・PTA指導者）の派遣 (費用弁償 125千円)
 - ・生涯学習大会の開催 (委託料他 482千円)
 - ・「ありがとう」の手紙事業の実施 (審査経費他 94千円)
 - ・生涯学習県民大学講座【人権教育，郷土理解】

3 社会教育活動費（予算額 5,479千円）

(1) 学校応援団（地域学校協働活動）の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り，地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や，青少年団体活動や地域活動への相互支援に努める。

- ・事業費 183千円
 - ・推進体制の整備，学校応援団実行委員会の開催 (費用弁償 30千円)
 - ・学校応援団（地域学校協働活動）事業の実施 (補助金 60千円)
 - ・地域コーディネーター研修会 (旅費等 93千円)

(2) 幼児期の教育支援

児童演劇公演の実施と口永良部島地区で幼児学級が開設された場合の幼児学級への適切な支援や助言を図る。（永田幼児学級は，令和4年度開設しないことが決定している。）

- ・事業費 1,753千円
 - ・口永良部島幼児学級の育成と支援 (補助金 748千円，その他 28千円)
 - ・幼児学級指導者等研修会の参加促進 (費用弁償 97千円)
 - ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施 (委託料 750千円，借上賃借料 130千円)

(3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については，各学校毎の家庭教育学級開設の支援を図り，保護者並びに教育関係者への研修会等を企画するなどし家庭教育力の向上に繋げ，地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりを図る。

- ・事業費 462千円
 - ・家庭教育学級の開設【16学級】 (補助金 400千円)
 - ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
 - ・家庭教育支援員養成研修会 (費用弁償 31千円)
 - ・県家庭教育学級研修会 (旅費 31千円)

(4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し，郷土に誇りと感動を覚えながら，自立自興の気概に富む青少年育成に努める。また，社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り，積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

- ・事業費 1,242千円
 - ・青少年健全育成ポスター，標語コンクールの開催 (事業費 93千円)

- ・屋久島ジュニア検定の実施 (事業費 244千円)
- ・町子ども会育成連絡協議会の育成 (補助金 640千円)
- ・子ども会口永良部島交流促進事業の支援 (補助金 85千円)
- ・高校生クラブ「ぽんだま」の育成、支援 (補助金 100千円)
- ・ジュニアリーダー(高校生クラブ)交流大会、地区ジュニアリーダー養成研修への派遣
- ・地区青年団体指導者研修会の実施と町内青年団体への助言
- ・「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】

(5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言、指導と支援を図る。

・事業費 1,761千円

- ・「故郷を想う二十歳の集い(仮称)」の開催 (事業費 509千円)
- ・町女性団体の支援 (補助金 800千円)
- ・町PTA連絡協議会の支援 (補助金 290千円)
- ・町校外生活指導連絡協議会の支援 (補助金 90千円)
- ・「さわやかあいさつ」運動推進への参画、活動実践の促進

4 公民館費(予算額 20,909千円)

(1) 公民館活動の充実

地域住民の学習への取組や地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

・事業費 1,112千円

- ・町公民館連絡協議会の支援 (補助金 260千円)
- ・全国公民館研究集会九州研究鹿児島大会への参加支援 (補助金 520千円)
- ・地区自治公民館経営研修会、公民館長等研修会への参加促進
- ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
- ・地区公民館活動の支援
- ・地区公民館等講座の開設【8学級】 (謝金 240千円)
- ・地域と学校との連携(地域学校協働活動)促進

(2) 地区公民館等の維持、管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持、管理と整備に努める。

・事業費 19,797千円(歳入:公民館使用料 60千円)

- ・公民館等施設の修繕料(各地区公民館等修繕料 1,300千円・尾之間中公 100千円)
- ・網入ガラス戸取替 (修繕料 700千円)
- ・空調機更新とAEDバッテリー交換【24個】 (備品購入費 1,500千円・ 936千円)
- ・各公民館消防設備点検等 (委託料 803千円)
- ・施設の管理運営 (委託料12,957千円)
- ・中央公民館リモートロックシステム経費 (使用料賃借料 120千円)

(3) 令和3年度明許繰越事業

・事業費 33,762千円(歳入:離島活性化交付金 16,881千円)

- ・楠川公民館大規模改修 (設計委託料 2,500千円・工事請負費31,262千円)

5 図書館費(予算額 17,732千円)

生涯学習の拠点施設として、図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに、巡回図書車「しゃくなげ号」を効率的に運行し、広く町民の読書週間の形成に努める。また、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る。

なお、図書館システムの本格運用により、蔵書の貸出返却・予約・検索などの作業の効率化が図られることから、両図書室・学校図書室が一体となり、町民の読書意欲向上に努める。

・事業費 17,732千円

- ・ 図書室警備システム委託（2室）（委託料 164千円）
- ・ 図書館システム保守（2室12校）（委託料 4,300千円）
- ・ 図書館システム関係消耗品（読書通帳他）（消耗品費 790千円）
- ・ 図書室職員の研修と図書室間の連携 5名
（報酬 4,614千円, 手当等 981千円, 共済費 1,729千円, 費用弁償 432千円）
- ・ 巡回図書, 巡回文庫の実施等 1名
（給料 1,622千円, 手当等 600千円, 共済費 467千円）
- ・ 図書室蔵書の充実（蔵書・新聞紙・定期購読雑誌）（消耗品費 1,020千円）
- ・ ブックスタート事業の実施【町部局との連携】（消耗品費 130千円）
- ・ 親子読書会, 「子ども読書の日大会」の実施（消耗品費 20千円）
- ・ 読書グループや学校司書との連携
- ・ 読書活動ボランティアの登録・活用
- ・ 「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
- ・ 出張おはなし会の実施

6 保健体育総務費（予算額 16,524千円）

(1) 推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者や体育協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

・事業費 1,094千円

- ・ スポーツ推進委員会議の開催と町内活動促進（報酬 588千円・費用弁償 43千円）
- ・ 地区スポーツ推進委員研修の実施
- ・ 県スポーツ推進委員研修大会への参加（費用弁償 275千円）
- ・ マスゲーム講習, 町民歌体操普及啓発活動（費用弁償 178千円）

(2) コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り, 健康・体力づくりはもとより, 地域の活性化や生きがいづくりをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

・事業費 2,770千円

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援（補助金 2,770千円）

(3) 団体スポーツ等活動場所の提供

年間または学期間において定期的に利用を希望する団体について, 学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し, 町民の利用に資する。

・事業費 1,383千円（歳入：開放体育館使用料 421千円）

- ・ 学校体育施設開放事業の実施【21団体9校】（謝金 921千円）
- ・ ニュースポーツの普及, 備品貸出し

(4) 団体の育成充実

中核団体への適切な助言, 指導と支援を図る。

・事業費 7,748千円

- ・ 町体育協会の運営補助（補助金 7,000千円）
- ・ 熊毛地区体育協会活動支援（負担金 348千円）
- ・ 町スポーツ少年団の育成と支援（補助金 400千円）

(5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により, 町民の親睦・融和・健康増進を図り, 日常のスポーツ活動を充実させる。

- ・事業費 923千円
 - ・町民体育祭, 町駅伝競走大会等の開催 (事業費 916千円)
 - ・スポーツ少年団大会, 各種競技大会の支援

(6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力, 競技力向上を図るため, 各種大会への積極的な参加を進める。

- ・事業費 2,112千円
 - ・県民体育大会熊本地区大会への出場及び運営 (負担金 1,120千円)
 - ・各種競技の県大会出場支援 (体協補助金)
 - ・熊本地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営 (負担金 992千円)
 - ・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助 (地区体協)

7 体育施設費 (予算額 27,706千円)

生涯スポーツを推進するため, 安心・安全に利用できる体育館, グラウンド等身近なスポーツ, レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・事業費 27,706千円 (歳入: 保健体育施設使用料 1,280千円, 行政財産占用料 50千円)
 - ・健康の森陸上競技場, 宮之浦陸上競技場等の維持管理会計年度任用職員5名 (報酬 8,190千円, 手当等 1,638千円, 共済費 3,090千円, 費用弁償 517千円)
 - ・各体育施設の維持管理 (光熱水費 5,840千円, 修繕料 1,950千円, 燃料費 590千円, 手数料 343千円, 委託料 3,143千円, 使用賃借料 182千円, 原材料 150千円)
 - ・リモートロックシステム経費 (使用賃借料 480千円)
 - ・健康の森テニスコート照明LED交換経費 (原材料費 300千円)
 - ・安房野球場バックネット裏屋根設置経費 (原材料費 500千円)

8 かごしま国体推進費 (予算額 2,999千円)

(1) 推進体制の整備

令和5年に延期となった『燃ゆる感動かごしま国体特別大会』の成功に向け, 町民に対し開催の周知に努めながら町民の参加意識の高揚を図り, 町民総参加のもと大会を盛り上げていくとともに, 町民・関係機関・関係団体・実行委員会との緊密な連携を図りながら町民協働による大会運営に努める。

- ・事業費 2,999千円
 - ・町実行委員会, 各専門委員会の開催 (費用弁償 230千円)
 - ・県市町村会議等打合経費 (旅費 294千円)
 - ・県外視察引継経費 (旅費 875千円)
 - ・啓発経費その他 (消耗品費 150千円)
 - ・町実行委員会への負担金 (負担金 1,450千円)

9 文化総務費 (予算額 1,091千円)

芸術文化に対する関心を高めるため, 文化協会や文化関係団体の育成に努め, 文化祭等の各種文化事業を支援するとともに, 地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

- ・事業費 1,091千円
 - ・町文化協会の育成と活動支援 (補助金 950千円)
 - ・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援
 - ・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進
 - ・シドッチ上陸記念祭への支援
 - ・民俗芸能保存会, 文化団体への補助事業等情報提供

10 文化財保護費（予算額 11,727千円）

(1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会が町教育委員会事務局及び文化財所有者、管理団体等への指導と助言を行う。

・事業費 251千円

- ・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年2回】
(報酬 59千円・費用弁償 12千円)
- ・地区文化財保護審議会委員等研修会の開催 (報酬 30千円・費用弁償 6千円)
- ・文化財行政関係職員の研修等 (旅費 144千円)
- ・その他一般事務

(2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査事業を行う。

・事業費 1,927千円

- ・湯向集落遺跡発掘調査事業（調査及び整理業務）

・事業費 488千円

- ・楠川城跡発掘調査事業（整理及び報告書作成業務200部）

(3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の活用のため必要な管理を行う。

・事業費 584千円

- ・町内指定文化財の清掃業務 3箇所 (委託料 340千円)
- ・横峯遺跡他 (需用費他 90千円)

・事業費 2,950千円（歳入：離島活性化交付金 1,200千円，県文化財費補助金 275千円）

- ・町指定文化財等案内板更新設置 (委託料 2,400千円)
- ・県指定文化財注意案内板設置 (委託料 550千円)

(4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

・事業費 5,563千円（歳入：歴民館入館料 72千円，書籍売払収入13千円）

- ・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理 2名
(報酬 2,162千円，手当等 492千円，共済費 1,003千円，費用弁償 289千円，その他管理に係る経費 1,072千円)
- ・施設の利用促進と展示内容の充実 (消耗品費 100千円，印刷製本費 130千円)
- ・教育普及活動（資料館活動）の実施 (謝金 50千円)
- ・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存 1名
(報酬 232千円，費用弁償 15千円，光熱水費 18千円)

【 上水道事業 】

上水道事業は、常に島民及び来島者へ安全な水を供給しなければならない重要なライフラインである。安全で良質な水道水の安定供給を図るとともに、多様なニーズに合わせた、より質の高いサービスが求められている。本事業は、これらのニーズに応えるため、常に安心して水道が利用できる供給体制の構築は勿論のこと、漏水等による事故防止並びに老朽化した水道管の更新、整備済の管路マップの保守点検維持管理、水源及び浄水場施設等の改修を計画的に進める。また、水質管理についても国の指針に基づき日々徹底した管理を行い万全の注意を払って安心・安全な水道水の供給に努める。

なお、水道事業の維持推進のためには、5年毎に定期的な料金改定を計画する必要があると考えており、改定に向けた協議検討に取り組んでいく。

令和4年度も関係法令を遵守し、安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

『公営企業課』

1. 水道事業運営について

①水道使用料について

人口減少や新型コロナウイルスによる観光客の減少などに伴い、使用水量は減少傾向であり、水道使用料も減少傾向にある。

・水道使用料(水栓数 7,126 件) 247,531 千円

②水質管理について

町内 24 カ所ある浄水施設及び取水場の維持管理を 15 名の管理人と職員で行っている。水質基準に関する省令に基づき、毎日水の残留塩素濃度、色、濁り、臭気、味を確認し、安全安心な水質管理に取り組んでいる。また、毎月、原水と浄水の水質検査を行っている。

・浄水場施設維持管理業務委託 13,188 千円
・薬品代(次亜塩素ソーダ・ポリ塩化アルミニウム等) 6,333 千円
・水質検査委託料 19,128 千円

③施設維持管理について

浄水施設、取水場、配水管が安定して稼働するよう維持管理に取り組んでいく。また、更新時期を迎えた水量メータの取替を行う。

・燃料費 1,632 千円
・光熱水費 17,348 千円
・保守点検委託料 7,317 千円
・修繕費 9,000 千円
・材料費 11,072 千円

④水道施設台帳作成について

水道施設の情報をデータ化し、適正に整理管理することで施設の効果的な更新について検討を行うことで、水道事業の運営強化を図れるよう、国庫補助金を活用し施設台帳の整備に取り組む。

・水道施設台帳作成委託 4,100 千円

2. 建設改良について

老朽化が進み、取水能力が脆弱な長峰浄水場取水管設備工事及び老朽化した配水管路の更新を行う志戸子地区水道施設改良工事を行う。また、老朽化が進む各施設の設備改修に取り組む。

・長峰浄水場取水管設備工事 10,000 千円
・志戸子地区水道施設改良工事 28,940 千円

【 簡易水道事業 】

簡易水道事業は、口永良部島の一部を給水区域とする事業である。令和元年度から令和2年度の2か年かけて、老朽化が懸念されていた取水、浄水設備及び配水管の整備を行い、島民へ安全で良質な水道水の安定供給を図ることが出来た。今後は、施設の維持管理に努めるとともに、国の指針に基づいた水質管理に取り組んでいく。

なお、水道事業及び簡易水道事業の維持推進のためには、5年毎に定期的な料金改定を計画する必要があると考えており、改定に向けた協議検討に取り組んでいく。

令和4年度も関係法令を遵守し、安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

『公営企業課』

1. 簡易水道事業運営について

①水道使用料について

人口減少や新型コロナウイルスによる観光客の減少などに伴い、使用水量は減少傾向であり、水道使用料も減少傾向にある。

・水道使用料(水栓数 68 件) 1,643 千円

②水質管理について

浄水施設及び取水場の維持管理を1名の管理人で行っている。水質基準に関する省令に基づき、毎日水の残留塩素濃度、色、濁り、臭気、味を確認し、安全安心な水質管理に取り組んでいる。また、毎月、原水と浄水の水質検査を行っている。

・浄水場施設維持管理業務委託 768 千円

・薬品代(次亜塩素ソーダ・ポリ塩化アルミニウム等) 111 千円

・水質検査委託料 837 千円

③施設維持管理について

浄水施設、取水場、配水管が安定して稼働するよう維持管理に取り組んでいく。また、更新時期を迎えた水量メータの取替を行う。

・光熱水費 711 千円

・修繕費 200 千円

・燃料費 23 千円

・保守点検委託料 1,000 千円

・材料費 113 千円

④水道施設台帳作成について

水道施設の情報をデータ化し、適正に整理管理することで施設の効果的な更新について検討を行うことで、水道事業の運営強化を図れるよう、国庫補助金を活用し施設台帳の整備に取り組む。

・水道施設台帳作成委託 3,250 千円

2. 建設改良について

老朽化が懸念される施設フェンスの改修に取り組む。

・フェンス設置修繕工事 2,000 千円

【 国民健康保険事業 】

国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化を図るため、令和4年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1 本町の概要

国民健康保険制度は、平成30年4月から国の財政支援を大幅に拡充したうえで、都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担い、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保することにより、持続可能な医療保険制度の確立を図るため、改革がなされた。

市町村においては引き続き資格管理、保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などの地域における細やかな業務を担う。

令和4年1月末現在の国民健康保険の加入世帯は2,507世帯(前年比45世帯減)、被保険者数は3,927人(前年比111人減)となっている。

令和2年度の一人あたりの医療費は、342,207円(前年度比24,312円減)となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大による医療機関の受診控えの影響によって医療費は減少した。しかし、令和3年6月以降の医療費は急増しており、令和3年度医療費は増加となる見込みである。

さらに、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、被保険者の所得向上は見込めないため、保険税収の減少が予測されることから、保険基盤は大変厳しい状況にある。

これらを踏まえ、疾病の早期発見・早期治療等による医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診・重複服薬の減少に向けた保健指導、また、広報誌等による各種情報を発信する等、財政健全化のための効率的な取り組みを実施する。

2 財政運営の仕組み

平成30年4月の国保制度改革により、都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金額の決定をするとともに、保険給付に必要な費用に充てるため、市町村に対して保険給付費等交付金(普通交付金)を交付し、国民健康保険財政の『入』と『出』を管理することとなった。

また、市町村は都道府県単位の国保事業運営に必要な費用として、都道府県が決定する国保事業費納付金を納付することとなり、屋久島町の令和4年度国保事業費納付金額は、401,243,736円(前年度比8,530,900円減)と算定された。主な要因として、令和4年度から団塊の世代の被保険者が後期高齢者医療へ移行されていくことにより、県全体の医療費が減少する見込みとなったことから、前年度よりも減額となった。

しかしながら、激変緩和措置の期限である令和5年度まで残り2年となり、財政が徐々に厳しくなることが予測されること、また、今後は県内の保険料水準の統一

が進められていくことに鑑み、長期的視点で安定的な財政運営が図られるよう保険税率改正の検討を行う必要がある。

(1) 保険給付費等交付金（歳入） （普通交付金）	予算額	1,409,901 千円
(2) 保険給付費（歳出） （普通交付金対象分）	予算額	1,409,901 千円
(3) 国民健康保険事業納付金（歳出）	予算額	401,246 千円
(内訳) 一般被保険者医療費分		267,035 千円
退職被保険者医療費分		86 千円
一般被保険者支援金分		98,862 千円
退職被保険者支援金分		31 千円
介護分		35,232 千円

3 保険税収納率向上対策の推進 予算額 1,802 千円

国保財政の維持・安定と被保険者の保険税負担の公平を図るため、また、現年度国保税収納率は、県内でも下位に位置していることから、収納率目標を県の国保運営方針のとおり、現年度 95.49%、滞納繰越分は令和 2 年度から 1 ポイント以上向上として、滞納者に対する収納対策の強化に努める。

また、県内保険料水準の統一に向けた対策として、国保税率改正についても検討していく。

- ① 滞納世帯に対する納税相談や指導により計画的な納税を履行させ、収納率の向上を図る。
- ② 滞納世帯に関する調査分析を行い、滞納整理の効果的な推進を図る。
- ③ 高額滞納者や滞納状況の改善が見られない滞納者に対しては、さらなる徴収強化を図るとともに、資格証明書を交付する。
- ④ 県が示す市町村標準保険料率を参考とし、国保税率試算システムを活用して、税率改正について具体的に検討する。

4 医療費適正化対策の推進 予算額 5,483 千円

レセプト点検員の配置、医療費通知や差額通知等に加え、次の事業を実施して一層の効果促進を図る。

- (1) 職員等の資質向上
 - ① 県や国保連合会等が行う研修会などへ参加する。
 - ② その他、各種研修会へ参加する。

(2) 医療費分析等の調査研究の実施

- ① KDBシステムや新医療費分析システム等を活用し、医療費等データの調査分析により効果、課題を検証する。
- ② 上記データを被保険者教育へ活用する。

(3) 被保険者への指導

- ① 医療費通知の実施：年4回
- ② 広報活動の実施
 - ・ 広報誌等による医療費の実態、健康づくり、ポリファーマシーの周知等
 - ・ 傷病届出の励行

(4) 保健指導等のデータ整備

各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。

(5) ジェネリック医薬品の推進

医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品の推進のため、年2回ジェネリック医療費差額通知を送付する。また、ジェネリック希望シールを配布するなど周知を図る。

(6) 重複服薬者等対策

重複・多剤服薬は、副作用等による薬物有害事象のリスクや医薬品の飲み残しによる残薬の増加に繋がる恐れがあることから、対象者に対しはがきを送付することにより、リスクを周知して適正な服薬に繋げる。

(7) 国保ヘルスアップ支援事業の取り組み

モデル市町村として、県が実施する以下の国保ヘルスアップ事業に取り組む。

① 骨折・骨粗しょう症重症化予防事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に資する現状把握・分析として、骨折・骨粗しょう症に着目し、骨粗しょう症治療中断者等に受診勧奨の通知を送付し、健康寿命の延伸や医療費適正化を図る。

② ICTを活用した健康づくり推進事業

健康管理アプリを活用し、被保険者が楽しみながら自発的に生活習慣の改善や健康づくりに取り組みにより、健康意識の向上及び行動変容を促す。令和3年度は参加者が少なかったため、魅力的なインセンティブにより利用者増加に努める。

(8) レセプト点検の充実・強化

レセプトに記載の診療内容等について算定基準等を基に誤りがないかなど、審査・点検を行う。また、資格誤りについても確認を行い、適正な医療費負担に努め、点検による効果額・効果率の向上を図る。

【目標値】

年 度		資格点検	内容点検	計
令和4年度	効果率	0.30%	0.20%	0.50%
(目 標)	効果額	600 円	580 円	1,180 円

5 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者資格を的確に把握し、適正な資格管理に努める。また、不当利得の回収、第三者行為求償について方策を講じる。

- (1) 年金情報やオンライン資格確認システムからの被用者保険等の得喪情報を利用し、国保得喪手続きの勧奨をする。
- (2) 国保資格管理を強化し、不当利得件数の減少を図る。不当利得となった保険給付については、確実に回収するよう努める。
- (3) 居所不明者被保険者の実態調査をし、対象者は町民課へ職権消除依頼をする。
- (4) レセプト、救急搬送、交通災害共済等の情報から、第三者行為に該当する事案を発見して求償を行う。

6 保健事業の推進

予算額 16,257 千円

(1) 特定健診の推進

① 集団健診の実施

がん検診等と同時に受診できる体制をつくり相互に受診率向上を図る。

② 個別健診の実施

町内医療機関において、個別に受診できる体制をつくり受診率向上を図る。

③ 特定健診受診率向上共同事業による受診勧奨

国保連合会が展開する特定健診受診率向上共同事業を活用し、未受診者の特性に合わせた受診勧奨通知をすることにより、町全体の受診率向上を図る。

(2) 疾病予防に関する事業

30歳以上の国保加入者を対象に人間ドック受診に係る費用について補助することにより、疾病の早期発見と健康づくりを支援する。

また、提出された人間ドックの結果を特定健診結果として活用し、受診率の向上を図る。

【目標値】 特定健診

年 度	目標実施率	実施率（実績）	前年度比
令和元年度	49.0%	47.1%	△2.5%
令和2年度	50.0%	40.8%	△6.3%
令和3年度	50.0%	—	—
令和4年度	50.0%	—	—

(3) 各種保健事業の実施

- ① 特定健診の結果をもとに特定保健指導対象者を抽出し、対象者が自分の健康状態を自覚して生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的にできるよう、様々な働きかけやアドバイスにより支援する。特定保健指導の一部は、特定健診実施機関に委託して実施する。

【目標値】 特定保健指導

年 度	目標実施率	実施率（実績）	前年度比
令和元年度	32.0%	38.0%	1.6%
令和2年度	33.0%	15.6%	△22.4%
令和3年度	40.0%	—	—
令和4年度	40.0%	—	—

- ② 被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を図り健康教育、健康相談、食生活・栄養相談等の事業を実施する。

ア 健康保持増進に関する教育指導事業

イ 健康管理の促進に関する事業

- ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
- ・疾病分類統計等を活用した保健指導
- ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
- ・健康及び栄養相談の実施
- ・訪問指導の強化

- ③ 糖尿病重症化予防事業

糖尿病重症化予防プログラムに基づき、医療機関等と連携して効果的な保健指導を実施することにより、重症化予防を図る。

7 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度、国保財政、医療費の実態、健康づくりなどを周知するため、広報誌等により広報活動を実施する。

8 国民健康保険事業の運営に関する協議会 予算額 226 千円

国民健康保険事業の運営に関し諮問される重要な事項について、協議会としての意見を国保事業に反映するため、必要に応じて開催する。委員は被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ4名ずつの計12名で構成され、任期は3年である。

令和4年度屋久島町国民健康保険職員研修計画

目 的	県・国保連合会及び地区協議会主催の研修会に積極的に参加し、制度に対する理解や各種システム操作等、業務に必要なスキルの習熟に努める。	
研修会等	国保データベースシステム等初任者説明会	(4月 国保連合会)
	データヘルス推進研修会	(4月 国保連合会)
	国保総合システム等に係る操作説明研修会	(5月 国保連合会)
	国保実務担当者説明会	(6月 県国民健康保険課)
	国保事務初任者研修会	(6月 県国民健康保険課)
	レセプト点検初任者・担当者研修会	(6月 県、国保連合会)
	在宅保健師・看護師研修会	(6月 国保連合会)
	第三者行為求償事務担当者研修会	(4月 国保連合会)
	特定健康診査・特定保健指導推進研修	(7月 県国民健康保険課)
	国民健康保険熊毛地区協議会	(8月 熊毛地区協議会)
	国保税収納担当課長及び担当者研修会	(8月 国保連合会)
	収納対策強化研修会	(9月 県国民健康保険課)
	特定健診受診向上共同事業に係る報告会	(10月 国保連合会)
	高齢者の保健事業等セミナー	(10月 国保連合会)
	電算共同処理業務研修会	(11月 国保連合会)
	医療費適正化に係るブロック別研修会	(11月 国保連合会)
	国保運営協議会長及び主管課長合同研修会	(11月 国保連合会)
	熊毛地区協議会研修会	(11月 熊毛地区協議会)
	熊毛地区レセプト点検勉強会	(11月 レセ勉強会事務局)
	データヘルス推進のための熊毛地区ブロック研修会	(12月 国保連合会)
	診療報酬明細書点検調査に係る管理職研修会	(12月 県・国保連合会)
	医療費適正化に係る実務者研修会	(年6回 国保連合会)
	国保運営連携会議	(年2回 県国民健康保険課)
	国保運営連携会議に係る検討部会	(年3回 県国民健康保険課)

【 介護保険事業 】

○介護保険事業（介護保険事業特別会計）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みである。

第7期介護保険事業計画期の本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成30年度末時点の被保険者数4,339人、要介護認定者数803人、認定率18.5%に対して、令和2年度末時点では被保険者数4,389人（+50人）、要介護認定者数779人（-24人）、認定率17.7%（-0.8%）であり、認定者数、認定率の減が見られたことから、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みによる効果が一定程度あったと考えられる。

本年度は、第8期介護保険計画（令和3年度～令和5年度）の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」実現のための施策の展開を図るとともに、次期計画に向けた高齢者実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行う。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行う。事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行う。また生活支援コーディネーターの活動を活用し、集落・団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創り、併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進する。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、南北2か所の地域包括支援センターを核として推進する。集落環境の実情に合う支援体制を創り出すため身近な集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努める。

町全体の課題を把握し問題解決をサポートするため地域ケア会議として取り組み、中でも高齢者を支える環境づくりのため、専門家、各方面関係者を集めた多職種会議や地域ケア個別会議により積極的な対応を展開する。また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指す。加えて在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行う。さらに生活支援体制整備の観点から、生活支援コーディネーターや協議体とともに高齢者を支える地域づくりを進める。

《歳入》

1 介護保険料（第1号被保険者保険料）

第1号被保険者(65歳以上)で老齢基礎年金等年額180千円以上(月額15千円以上)の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付する。

第1号被保険者保険料	現年度分	特別徴収	245,877千円	普通徴収	21,930千円
	滞納繰越分	—	—	普通徴収	12千円

2 国庫支出金

(1) 国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となる。

ア 介護給付費負担金

国庫負担金	介護給付費負担金	236,421円	施設15% その他20%
-------	----------	----------	-----------------

(2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付される。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は20%、包括的支援事業・任意事業分が38.5%となっている。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は、財政的インセンティブとして取り組み状況(指標)に応じ交付される。

国庫補助金	調整交付金	介護給付費分	104,457千円	8.0%
		地域支援事業費分	2,027千円	5%
	地域支援事業	総合事業分	8,111千円	20%
		総合事業以外の地域支援事業分	13,477千円	38.5%
	保険者機能強化推進交付金	2,000千円		
	介護保険保険者努力支援交付金	2,200千円		

3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者(40歳~65歳未満)の保険料から介護給付費の法定分27%が交付される。地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分27%が交付される。

支払基金交付金	介護給付費交付金	352,543千円	27%
	地域支援事業支援交付金	10,950千円	

4 県支出金

(1) 県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が17.5%、その他分が12.5%となっている。

ア 介護給付費負担金

県負担金	介護給付費負担金	187,937千円	施設分17.5% その他12.5%
------	----------	-----------	----------------------

(2) 県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

県補助金・地域支援事業交付金	総合事業分	5,070 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	6,739 千円	19.25%

5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

介護給付費繰入金		163,214 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	5,069 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	6,738 千円	19.25%
低所得者保険料軽減繰入金（現年度分）		31,644 千円	

《歳出》

1 総務費

本年度は、第 8 期介護保険事業計画（3 か年計画）実施の 2 年目に当たる。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、計画の進捗管理に努めるとともに、高齢者実態調査や介護保険運営協議会等における意見の集約に努める。介護認定審査会については月 2 回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努める。また包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南北地域包括支援センターを中心として運営を行う。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指す。

2 介護給付費及び予防給付費

要介護（要支援）者と認定された方が利用したサービスに対する給付費である。

要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において提供される居宅（介護予防）サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスが提供される地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設入所者に提供される施設サービス等に分けられる。例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発・ケアプラン点検等による給付の適正化に努める。

(1) 介護サービス等諸費

ア 居宅介護サービス給付費

436,450 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供する。

イ 地域密着型介護サービス給付費

243,549 千円

本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームやくしま」、「グループホームこもれびの杜」、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、

「ミニ・デイ野の花」、「デイサービス屋久の杜」がある。

ウ 施設介護サービス給付費 424,094 千円
要介護者にのみ提供される施設サービスに係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設となる。本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の2箇所がある。

エ 居宅介護福祉用具購入費 1,550 千円
居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促す。

オ 居宅介護住宅改修費 4,100 千円
住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促す。

カ 居宅介護サービス計画給付費 60,027 千円
居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成するためのもの。

(2) 介護予防サービス等諸費

要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様である。

ア 介護予防サービス給付費 20,989 千円

イ 地域密着型介護予防サービス給付費 2,967 千円

ウ 介護予防福祉用具購入費 900 千円

エ 介護予防住宅改修費 4,050 千円

オ 介護予防サービス計画給付費 4,386 千円

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額介護サービス費 25,076 千円

イ 高額介護予防サービス費 90 千円

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのもの。

ア 特定入所者介護サービス費 71,285 千円

イ 特定入所者介護予防サービス費 200 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額医療合算介護サービス費 4,500 千円

イ 高額医療合算介護予防サービス費 90 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業費 32,710 千円
総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費 6,303 千円
総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費

- イ 一般介護予防事業費 1,858 千円
 介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作るためのもの。
- (2) 包括的支援事業
- ア 包括的支援事業費 20,075 千円
 地域包括支援センターの運営など、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施する。
- イ 在宅医療・介護連携推進事業費 98 千円
 在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関により検討会を実施する。
- ウ 認知症総合支援事業費 9,460 千円
 認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。
- エ 生活支援体制基盤整備事業費 3,440 千円
 総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議を進め充実を図る。屋久島地域ボランティアと生活支援サポーターの養成を行い、屋久島アイランドネットによる生活支援をすすめる。
- (3) 任意事業
- ア 地域包括支援センター運営事業費 1,383 千円
 認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費
- イ 家族介護支援事業費 477 千円
 介護者の負担軽減と介護技術の普及のために、家族介護者交流会を実施し、在宅で重度者を介護する者に対し、負担軽減のため介護用品を支給する。
- ウ 介護給付等費用適正化事業 70 千円
 介護給付費の適正化のための専門職等によるケアプラン点検に要する経費

【 診療所事業 】

○ 地域医療事業（診療所事業特別会計）

町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、引き続き、栗生診療所・永田へき地出張診療所・口永良部島へき地出張診療所の安定的な運営に努める。また、眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科の出張診療については、鹿児島大学病院に専門医師の派遣を依頼し、経済的な負担が嵩みがちな特定診療科について定期的な診療を提供する。また、良質な診療を維持するため、医療機器の整備については、経年に応じ計画的に順次更新していくよう努める。

1 栗生診療所

栗生診療所においては、医師業務委託を更新し、引き続き町南西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。総合病院から遠隔地であり、高齢化が急速に進展する地域でもあるため、入院を要する症例や緊急を要する症例等では迅速な対応ができるよう、日頃から他の医療機関等との連携確保に努める。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院耳鼻咽喉科に医師の出張診療を要請し、年間 24 回の実施を確保している。

また、栗生診療所医師にあっては、耳鼻咽喉科の診療日に合わせ口永良部島の出張診療受け持つこととする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

2 永田へき地出張診療所

永田診療所においては、鹿児島県から派遣された自治医科大学出身の医師が赴任 3 年目を迎え、引き続き町北西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院皮膚科及び眼科にそれぞれ専門医師の出張診療を要請し、皮膚科については年間 24 回、眼科については年間 12 回の実施を確保している。

また、永田診療所医師にあっては、特定診療科目の診療日に合わせて県本土の総合病院で実施する臨床研修に出張し、多様・多数の症例に接することで自身の知識習得や技術向上に努めることとする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐看護師 1 名の体制であり、栗生診療所医師の定期出張診療を年間通じて週 1 回の実施を維持していくとともに、常駐看護師の精神的な負担軽減のため、看護師 2 人体制を模索していく。

また、県保健医療福祉課、県医師会及び県歯科医師会等の協力により行っている特定診療科巡回診療（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）及び「こじか号」による歯科診療を本年度も実施する。

【 農業集落排水事業 】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用が始まり、平成 26 年度から平成 28 年度の 2 か年間は農業集落排水機能強化対策工事を実施し、原集落の生活排水の適正処理に取り組んでいる。

今年度は、集落排水施設の改修や維持管理に向けた施設機能診断を行い、施設の適正な管理運営に努めるとともに、公営企業会計として、効率的な経営が図れるよう事業執行に取り組んでいく。

『公営企業課』

1. 農業集落排水事業運営について

①農業集落排水使用料について

農業集落排水使用料は横ばい傾向にある。

・ 農業集落排水使用料(水栓数 195 件) 5,882 千円

②施設維持管理について

処理場が安定して稼働するよう維持管理に取り組む。

・ 光熱水費 2,376 千円

・ 保守点検委託料 4,390 千円

・ 施設機能診断業務委託料 2,000 千円

・ 修繕費 800 千円

2. 建設改良について

・ 公共枴設置 (1 カ所分) 300 千円

【 船舶事業 】

令和4年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

『公営企業課』

1. 安全運航について

安全重点施策に基づき安全最優先の原則を徹底し、「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」に取り組む。また、経営トップから船員までが一丸となり安全管理体制の構築に努めながら、本事業の最大の目的である「乗客と物資を安全・確実に届ける」を達成するために適切な運航を行う。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと教育・訓練等を重ねながら、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行うとともに、車両・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化に努め、安全確保・重大事故防止に努める。

また、お客様に対して船内の立入禁止区域や禁止事項など遵守事項の周知を徹底し、事故の予防に取り組む。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の補助金の依存する割合が極めて高い状況が続いており、事業収入の増加のために関係機関との連携を図りながら旅客運賃収入等の確保に努め、平成29年度から実施している特定有人国境離島法による旅客運賃低廉化事業を本年度も引続き事業の継続を図り町民の利用促進に努める。

令和3年3月フェリー太陽Ⅱが就航したことから、本来であればキャンペーン等により利用拡大に取り組むところだったが、コロナ禍により周知ができなかった。

しかし、本年12月には、初代太陽丸が就航し50周年を迎える記念すべき年に当たる。お客様への感謝を伝え、かつ利用拡大を図れる機会ととらえ、ささやかながら催し等ができればと考えている。

人口減少が続く中での厳しい経営環境ではあるが、生活航路としてのサービスを提供し続けていくため柔軟かつ効率的な経営を行う。

【 電気事業 】

持続可能な社会の実現へ向けて、国内の様々な分野で産業構造の変革が叫ばれている昨今、経済の原動力でもあるエネルギーも、脱炭素エネルギーへの転換が急務となっている。幸いにも屋久島は、島内全ての電力が、豊富な水資源を利用したクリーンエネルギーで賄われており、電気課は、供給区域内への「安全・安心・安定」した電力の供給体制の確立を目指し、所有する設備に起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、配電設備の強化・充実に努めることで、快適な生活を求める住民のニーズに応えたいと考えている。

設備の故障による停電を未然に防ぐため、目視による定期的な巡回パトロール及び支障木の伐採や撤去、機器の点検等、保守の強化を図り、経年劣化が見受けられる既存設備を計画的に取替え、地場産業の発展へ貢献できるようサービス向上に努め、需用家から信頼されるよう努力する。

また、発電事業者である屋久島電工株式会社、並びに島内の配電事業者と連携しながら、生活に欠かせない電力の安定供給に努める。

本年度予算については、収益的収入支出671,044千円、資本的収入支出59,294千円の総額730,338千円を予算計上し、新規需用家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

『公営企業課』

事業計画内容

1. 建設改良費

(1) 配電設備

電気設備の経年劣化に起因する事故及び停電等を未然に防止するため、また、町道拡張工事に伴う電柱移設に対応するため、次のとおり配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替え工事を実施する。また、低圧電力により受電している需用家で、計量法に規定する期限が満了となる積算電力量計を取替える。

- ア 志戸子浄水場線高低圧線改良工事
- イ 宮之浦線高低圧線改良工事
- ウ 楠川恵命堂浄水場線高低圧線改良工事
- エ 小瀬田愛子岳線高低圧線改良工事
- オ 長峰線高低圧線改良工事
- カ 検満切れ積算電力量計取替工事（配電区域全域）
- キ 町道竹山線改良に伴う電柱移設工事

(2) 業務設備

電気課で使用している複合機は、導入より10年目を迎え、一般的な耐用年数を超えていることから、新たな複合機を購入する。また、納付書を発行する際に使用する裁断機についても、使用頻度の高い機材であり、導入から13年が経過し、経年劣化により不具合を生じることが多いことから、新たな裁断機を購入する。

2. 工事請負費

(1) 測定用変成器取付け工事

近年、需用家の増加が著しい長峰方面は、配電区域の末端に位置しており、電線路が長いことから、電源品質の向上を図りたいため、電圧・電流値を常時測定できる榊川線2号柱測定用変成器を整備する。

(2) 電圧電流測定装置取付け及び監視システム改良工事

上記の測定用変成器で計測された電圧・電流を常時監視するため、電圧・電流測定用マルチメーター並びにデータ通信機器を設置する。また、既存の電気庁舎監視システムを改良し、測定した情報をシステムに表示、データを保存することで電圧・電流の変動が何時でも分かるよう整備する。

(3) SVR取替工事

榊川線10号柱に取付けている高圧自動電圧調整器(SVR)は、製造から17年経過し、外部に塩害による腐食等も見られる。また、令和3年度に実施した電圧電流値測定調査において、今後、長峰方面の需用増により、負荷の増加が予想され、既設SVRは設備容量の不足が懸念されるところの結果であった。このことから、今後、見込まれる需要増加に対応するため、新たに定格容量を大きくした高圧自動電圧調整器を整備する。

3. 架空電線修繕費

(1) 各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備の改修の他、高所作業車による配電線路の巡視及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、口座振替を推進するとともに委託収納員と連携を図り収納率向上に努める。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

施行から 14 年を迎え、安定的な運営が図られるようになってきたが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、令和 2 年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保・介護・後期で一体的な保健事業を推進し、持続可能な制度となるよう事業の実施が求められている。令和 3 年度では一体的な保健事業実施に向けた、モデル事業の活用、新たな訪問指導事業に取り組み、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を令和 5 年度を目標に進めているところである。

こうした中、医療制度改革の一環として平成 29 年度からは制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置の段階的な見直しが行われてきたが、令和 3 年度以降は制度本来の仕組みとなり、令和 4 年度には、一定以上の所得のある方（75 歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合 3 割）を除き医療費の窓口負担割合が 2 割となる。

また、団塊の世代が 75 歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれていることなどから、令和 4 年度の保険料率改定では、均等割額は 56,900 円（前回比 1,800 円増）、所得割率は 10.88%（前回比 0.50%増）、賦課限度額は 66 万円（前回比 2 万円増）となる。保険料を算定するための保険料率は県内均一とされており、保険料率は広域連合の条例で規定し、医療費の動向などを踏まえながら 2 年ごとに見直すこととされている。

令和 4 年 1 月 1 日現在、町内の被保険者数は、2,080 名（前年 2,098 名）前年より 18 名減。令和 4 年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなり、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら迅速な対応に努める。

- (1) 被保険者証の交付等に係る事務
 - ① 被保険者証等の交付・再交付・返還
 - ② 各種届出・申請の受付
- (2) 医療給付を行うための手続きに係る事務
 - ① 認定証等の交付・再交付・返還
 - ② 各種申請の受付
- (3) 保険料の徴収に係る事務
 - ① 保険料の徴収
 - ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付
- (4) その他
 - ① 制度に関する広報
 - ② 制度に関する相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

- (1) 予算額
 - ① 歳出（一般会計：後期高齢者医療事業費）
 - ア 後期高齢者医療広域連合負担金 185,677 千円
 - (ア) 共通経費市町村負担金 5,997 千円
 - (イ) 市町村療養給付費負担金 179,680 千円
 - ② 歳出（特別会計：後期高齢者医療広域連合納付金経費）
 - ア 後期高齢者医療広域連合納付金 180,982 千円
 - (ア) 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金） 114,958 千円
 - (イ) 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担） 66,024 千円

4 保険料の徴収事務

年金引き落としによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

- (1) 令和 4・5 年度の保険料率（令和 4 年度改定）
 - ① 均等割額 56,900 円（1,800 円増）
 - ② 所得割額 10.88%（0.50%増）
- (2) 目標保険料収納率

広域連合において、令和 4・5 年度の保険料率算定時に用いられた予定保険

料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

- ① 現年度 99.40%
- ② 現年度＋滞納繰越 98.70%

(3) 予算額

- ① 歳入（特別会計：後期高齢者医療保険料）
 - ア 後期高齢者医療保険料 114,958 千円
 - (ア) 特別徴収保険料（現年度分） 80,057 千円
 - (イ) 普通徴収保険料（現年度分） 34,301 千円
 - (ウ) 普通徴収保険料（滞納繰越分） 600 千円
- ② 歳出（特別会計：徴収経費）
 - ア 徴収経費 632 千円

5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

- ① 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）
- ② 健診関係データ等の調査分析
- ③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用
- ④ 予算額
 - ア 歳入（特別会計：雑入）
 - (ア) 長寿健診補助金 1,786 千円
 - イ 歳出（特別会計：保険事業費）
 - (ア) 健康診査経費（受診見込者数 340 人） 2,449 千円

(2) 健康保持増進に関する教育指導事業

広域連合と連携の下に、重複・頻回受診者に対し訪問のうえ、対象者の個別性に合わせた健康相談及び保健指導を実施する。

- ① 重複・頻回受診者訪問指導の実施
- ② 予算額
 - ア 歳入（特別会計：受託事業収入）
 - (ア) 訪問指導事業収入 50 千円
 - イ 歳出（特別会計：保険事業費）
 - (ア) 保健教育指導費（重複頻回・要医療・未受診） 50 千円

(3) 健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ① 人間ドック利用の助成
- ② 予算額

ア	歳入（特別会計：雑入）	
	（ア） 雑入（人間ドック等の費用助成）	57 千円
イ	歳出（特別会計：健康保持増進事業費）	
	（ア） 疾病予防費（人間ドック利用補助金 20,000 円／人）	200 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

（1） 職員などの資質向上

- ① 広域連合が行う研修などへの参加
- ② その他、各種研修会への参加

（2） 医療費分析等の調査・活用

- ① 医療費関係データ等の調査分析
- ② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

（3） 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

- ① 町広報誌やホームページを活用した情報提供
- ② パンフレット等の配布